

甲賀市第3次障がい者基本計画(中間見直し)
第7期障がい福祉計画
第3期障がい児福祉計画
(骨子案)

令和5年9月

甲賀市

計画書構成案

第1章 計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨と目的
- 2 法律改正等の状況
- 3 計画の位置づけ
- 4 計画の対象
- 5 計画の期間
- 6 計画の策定体制

第2章 障がいのある人たちの現状

- 1 障害者手帳を持っている人たちについて
- 2 難病（指定難病）について
- 3 発達障がい者（児）について
- 4 特別支援学級と特別支援学校の在籍児童生徒の状況について
- 5 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況について
- 6 アンケート調査結果

第3章 計画の考え方

- 1 計画の理念
- 2 計画の基本方針
- 3 計画策定の4つの視点
- 4 それぞれに期待される役割
- 5 施策の体系図

第4章 第3次障がい者基本計画

- 1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる
- 2 障がいのある子どもの学びと成長を支える
- 3 生き生きと働くことができる
- 4 障がいのある人の自己実現と社会参加
- 5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現

第5章 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

- 1 基本指針について
- 2 成果目標
- 3 障害福祉サービス等の利用見込みと確保方策
- 4 障害児福祉サービスの利用見込みと確保方策

第6章 計画の推進

- 1 計画の推進

資料編

骨子案での
提示範囲

次回素案で
の提示範囲

1

けいかく さくてい しゅし もくてき
計画策定の趣旨と目的

近年、我が国においては、少子高齢化や地域のつながりの希薄化による地域コミュニティの衰退といった課題や、人々の生活様式の多様化等、生活環境の変化や人々が抱える課題が複雑化する等、障がいのある人を取り巻く環境も大きく変化しています。

国においては、平成26年に「障害者の権利に関する条約」を批准、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）を施行し、障がい福祉の分野に限らず、教育や防災をはじめとする様々な分野において、障がいの有無によって分け隔てられることがなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向けた施策の展開が進められています。

本市においても、「障害者基本法」に基づき「甲賀市第3次障がい者基本計画」（令和2年度）を策定し、「みんなでつながり、支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」の基本理念のもと、障がいのある人の自立と社会参加に向けた支援を総合的に推進してきました。また、障がいのある人の生活支援として「第6期障がい福祉計画」「第2期障がい児福祉計画」（令和2年度）を策定し、各種障害福祉サービス及び地域生活支援事業や児童福祉法に基づくサービスを提供しています。

これらの計画の期間が終了するにあたり、これまでの取り組み成果や課題を明確にし、障がいのある人の現状や国の障害者施策を踏まえ、「甲賀市第3次障がい者基本計画（中間見直し）」「第7期障がい福祉計画」「第3期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

「障害」「障がい」の表記について

「障害」と「障がい」の表記については、法令や制度によるものは「障害」、それ以外については「障がい」と記載しています。

福祉制度の実践

戦後の混乱期や社会福祉が世間の人々の関心事にもならなかった時代から、常に利用者の立場に身を置き、未発達であるわが国の福祉制度に息吹を吹き込んだ実践家が、滋賀県から数多く輩出されてきました。

戦後から今日までの間に、福祉実践を通じて、社会福祉の専門化、制度施策化等に、生涯にわたり取り組んでこられた方々がいました。

甲賀市において、昭和27年に創設された信楽学園は、創設者の池田太郎氏の理念や糸賀一雄氏の主張した生産教育の大切さを今日に引き継ぎ、障がいのある人の社会的自立に大きく貢献しています。そして、信楽学園の創設者である池田太郎氏の『はたらく』ことを通して『地域で実践』し、ものづくりを通してひとつづくりへ、そして、まちづくりへと展開してきたことが礎となり、さまざまな事業が推進されています。

●池田太郎氏

信楽学園の開設とともに、信楽のまちにやってきた池田太郎氏は、知的障がいのある人たちが、人として尊重され、歓びをもって暮らしていくための支援を進めました。職員の育成から始まった信楽学園の立ち上げ、そして、全国初の成人を受けとめる信楽青年寮の開設、現在のグループホームにあたる民間下宿の開拓、事業者の協力を得ての就労等、彼らの幸せのために地域を取り込んだ先駆的な福祉を実践してきました。

●糸賀一雄氏

「この子らを世の光に」という有名な言葉を残した糸賀氏は、戦後日本の新しい社会福祉基盤をつくった一人とされます。没後50年を経た今なおその業績は高い評価を受け、理論派の福祉の父として尊敬されています。数多くの言葉を残した糸賀氏ですが、中でも「福祉は人なり」という言葉にも表わされているように、福祉に携わる後継者としての人材発見とその養成に大きく寄与しました。



2

 ほうりつかいせいとう じょうきょう
法律改正等の状況

障害福祉に関する法律改正・施行等の経過や概要は次のとおりです。

表 1-1 障害福祉に関する法律改正・施行等の経過

年	月	障害福祉に関する法律改正・施行等の経過
平成 19 年	9 月	障害者の権利に関する条約に署名
平成 23 年	8 月	障害者基本法の改正
平成 24 年	6 月	児童福祉法の改正
	10 月	障害者虐待防止法の施行
平成 25 年	4 月	障害者総合支援法の改正
		障害者優先調達推進法の施行
平成 26 年	1 月	障害者の権利に関する条約の批准
平成 27 年	1 月	難病法の施行 指定難病 111 疾病
	7 月	難病法の施行 指定難病 306 疾病
平成 28 年	4 月	障害者雇用促進法の改正
		障害者差別解消法の施行
	5 月	児童福祉法の改正 成年後見制度利用促進法の施行
平成 29 年	4 月	発達障害者支援法の改正
		難病法の施行 指定難病 330 疾病
平成 30 年	3 月	第 4 次障害者基本計画の策定
	4 月	障害者総合支援法の改正施行 難病法の施行 指定難病 331 疾病
	5 月	バリアフリー法の改正
	6 月	障がい者文化芸術活動推進法の施行
平成 31 年	2 月	障害者雇用促進法の改正
令和元年	6 月	障害者雇用促進法の改正
		読書バリアフリー法の施行
	7 月	難病法の施行 指定難病 333 疾病
令和元年	10 月	滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の全部施行
令和 2 年	5 月	バリアフリー法の改正
	6 月	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の成立
令和 3 年	3 月	滋賀県障害者プラン 2021 の策定
	11 月	難病法の施行 指定難病 338 疾病
令和 4 年	6 月	児童福祉法の改正
	12 月	障害者総合支援法の改正 障害者雇用促進法の改正 難病法の改正

(1) 障害者の権利に関する条約の批准

国では、平成 19 年 9 月に「障害者の権利に関する条約」に署名し、それ以降、同条約の批准に向け、様々な国内法の整備が進められた結果、平成 26 年 1 月にこの条約を批准しました。

(2) 障害者基本法の改正

「障害者の権利に関する条約」における考え方に合わせ、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成 23 年 8 月に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策等が追加されました。

(3) 障害者虐待防止法の施行

平成 24 年 10 月に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、家庭や施設等で障がいのある人に対する虐待を発見した場合に自治体への通報を義務付けているほか、養護者による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けること等が盛り込まれました。

(4) 障害者総合支援法（障害者自立支援法から改称）の改正

平成 25 年 4 月に、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的として、改正・施行されました。障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護サービスの対象拡大等が定められました。

また、平成 30 年 4 月改正施行により、地域生活の支援として、新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されました。令和 4 年 12 月の改正では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するため、①障害者等の地域生活の支援体制の充実、②障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進、③精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講じられました。

(5) 児童福祉法の改正

平成 24 年 6 月の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法（現障害者総合支援法）と児童福祉法に分かれていた障がいのある児童を対象とした施設・事業が、児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成 28 年 5 月の同法改正により、平成 30 年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。令和 4 年 6 月の改正により、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うことも家庭センターの設置の努力義務化、子ども家庭福祉分野の認定資格創設、市区町村における子育て家庭への支援の充実等の体制強化が定められました。

(6) 障害者優先調達推進法の施行

平成 25 年 4 月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、公的機関には、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進し、障がいのある人の自立の促進に資することとされました。

(7) 障害者差別解消法及び滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例の施行

障がいのある人への差別を解消するため、平成 25 年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、平成 28 年 4 月に施行されました。

障がいを理由とする差別等の権利侵害行為を禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

なお、滋賀県では、平成 31 年 4 月に、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とした「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が一部施行、同年 10 月には全部施行されました。何人も障がいを理由とする差別をしてはならないことが規定され、また、差別に関する相談・解決のための体制整備を強化し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策として、障害者差別解消相談員と地域相談支援員（地域アドボケート）が配置されました。

(8) 成年後見制度利用促進法の施行

平成 28 年 4 月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）」が公布され、同年 5 月に施行されました。

地域住民の需用に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

(9) 発達障害者支援法の改正

平成 28 年 8 月に「発達障害者支援法」が改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援等が規定されました。

(10) 障害者雇用促進法の改正

平成 28 年の改正により、障がいのある人に対する差別の禁止や、合理的配慮の提供義務が示され、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。

また、令和元年 6 月の改正により、障がいのある人の活躍の場を拡大するため、国及び地方公共団体に、障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員の専任や、障がいのある人の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

令和 3 年 3 月に、民間企業の法定雇用率は 2.3%に引き上げられ、対象となる企業の範囲が常用雇用労働者 43.5 人以上に拡大されます。また、国、地方公共団体等は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%に引き上げられました。

令和 4 年 12 月の改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和 5 年 4 月 1 日以降に順次施行されています。

(11) 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が成立し、平成 27 年 1 月の施行から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が令和 3 年 11 月の施行により 338 疾病に拡大されました。令和 4 年 12 月の改正では、難病患者のデータベースを整備し製薬会社などが活用できるようにすることなど、治療薬の開発につながると期待される施策や、難病患者への支援策として、医療費助成を開始する時期をこれまでの「申請時点」よりさかのぼって「重症化した時点」とすること、自治体が患者に「登録者証」を発行し、就労支援や福祉サービスを円滑に受けられるようにすることをなどが盛り込まれました。

(12) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正

平成 30 年 5 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正が公布され、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点

からの施策の充実等、ソフトの対策を強化することが規定されました。令和2年5月の改正では、公立小中学校等にバリアフリー基準への適合の義務付けや、旅客特定車両停留施設もバリアフリー基準適合義務の対象に追加されました。

(13) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行

平成30年6月に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（障がい者文化芸術活動推進法）」が施行され、文化芸術は障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障がいのある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。

(14) 読書バリアフリー法の施行

令和元年6月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な障がいのある人の読書環境の整備が自治体の責務とされました。

(15) 特別支援教育についての動向

特別支援教育の動向として、平成22年には、障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方について検討を行うため、中央教育審議会に「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」が設置され、平成24年7月には、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進（初等中等教育分科会報告）」が取りまとめられました。同報告の中では、合理的配慮について明記され、平成25年8月には、障がいのある児童生徒等の就学手続について、特別支援学校への就学を原則とする従来の仕組みを改め、市町村教育委員会が、障がいの状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育体制の整備状況、その他の事情を勘案して、総合的な観点から就学先を決定する仕組みとする等の学校教育法施行令の改正を行うこととされました。平成26年1月に国において障害者権利条約を批准しており、特別支援教育を一層推進することとされています。

(16) 第4次障害者基本計画

国においては、平成30年度から5年間を計画期間とした第4次障害者基本計画の考え方として、アクセシビリティの向上に向けた社会的障壁の除去のため、障がいのある人のアクセシビリティ向上の環境整備や社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れること、また、性別・年齢による複合的困難への配慮として、複合的困難に直面する障がいのある人に対するきめ細かい配慮を行うこと等が示されています。

(17) ^{しがけんしょうがいしゃ}滋賀県障害者プラン 2021

滋賀県においては、滋賀の未来をつくっていくための将来ビジョンである「滋賀県基本構想」を具体化するための障がい福祉に関する施策の指針および実施計画として、令和3年度から6年間を計画期間とするプランが策定されています。障がいのある人もない人もお互いに尊重し、理解し、助け合う中で、すべての人が持っている力を発揮することで、生き生きと活躍し、居場所と出番を実感できることを基本的な姿勢として共生社会の実現に向けて取り組みを進めています。

プランのうち「重点施策」等については、3年目に評価及び必要に応じた見直しが行われる予定です。

(18) ^{ちいききょうせいしゃかい すいしん}地域共生社会の推進

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が制定され、地域共生社会の実現に向けた内容が示されました。

(19) ^{ちいききょうせいしゃかい じつげん しゃかいふくしほうとう いちぶ かいせい ほうりつ せいりつ}「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の成立

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和2年6月に成立し、同年6月から施行されました。市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることを目的としています。



3

計画の位置づけ

(1) 計画の性格

障がい者基本計画は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体、事業者、市が、それぞれに活動を行うための指針となります。

障がい福祉計画・障がい児福祉計画は、障がい福祉施策を円滑に実施するために、計画期間である令和3年度から令和5年度の障がい福祉の方向性を見据えたサービス量等の目標を設定し、その確保のための方策について定める計画となります。

(2) 根拠法令

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」と障害者総合支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」、改正児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」にあたる法定計画で、3計画を一体の計画として策定します。

表 1-2 根拠法令

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス等の見込みとその確保策を定める計画	障害児通所支援等の提供体制とその確保策を定める計画
根拠法	障害者基本法 (第11条3項)	障害者総合支援法 (第88条)	児童福祉法 (第33条20)
国	障害者基本計画 (第4次) (平成30～令和4年度)	第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に係る基本指針 (障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針)	
県	滋賀県障害者プラン 2021 (令和3～8年度)		
甲賀市	第3次障がい者基本計画 (令和3～8年度)	第7期障がい福祉計画 (令和6～8年度)	第3期障がい児福祉計画 (令和6～8年度)
計画期間	6年間	3年間	3年間

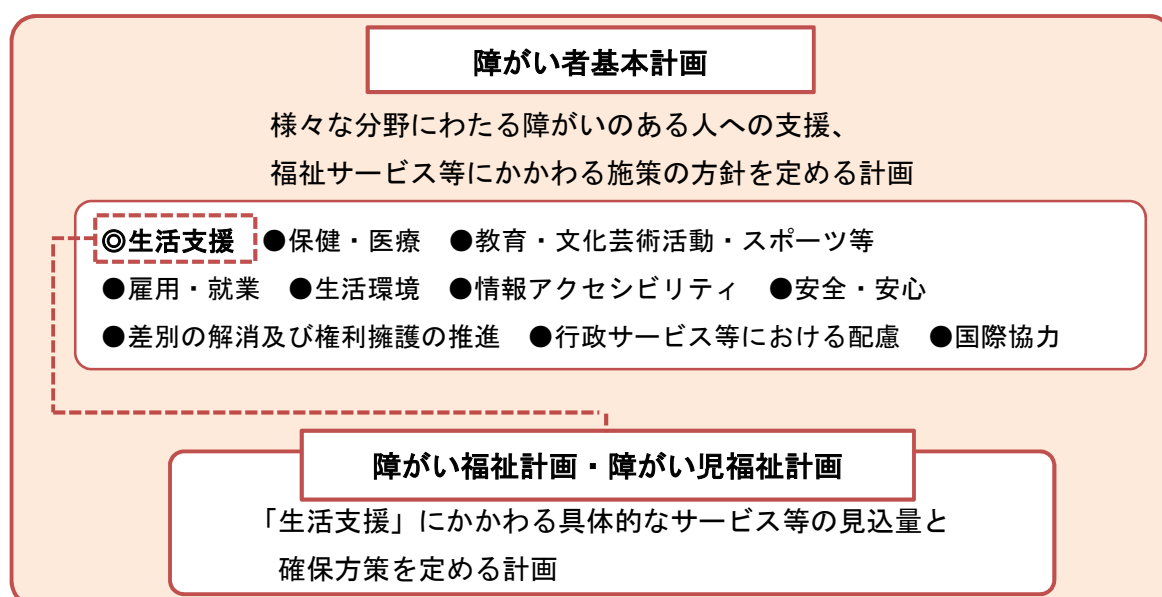


図 1-1 各計画の位置づけ

(3) かんれんけいかく 関連計画

本計画は、国が定める根拠法及び計画に基づくとともに、本市のまちづくりの方針である「第2次甲賀市総合計画」及び「第2次甲賀市地域福祉計画」を上位計画とし、関連する福祉分野の計画である「甲賀市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」「健康こうか21計画」との整合性を保ち策定します。

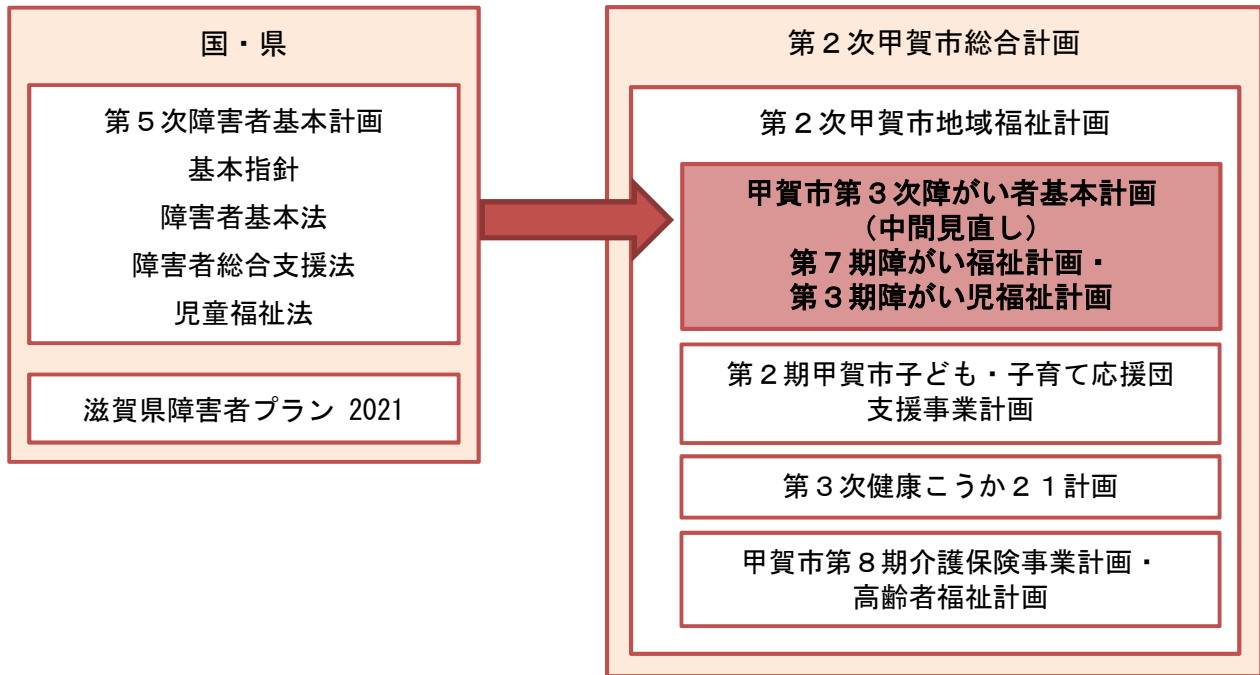
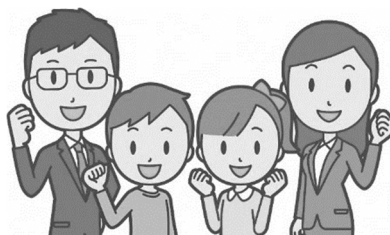


図 1-2 関連計画

4

けいかく たいしょう 計画の対象

本計画の性格を踏まえ、障がいのある人が地域社会で自立をめざし、積極的な社会参加を進めるためには、障がいのある人に対する理解と認識を深めることが重要です。そのため、本計画は、障がいの有無にかかわらず、すべての市民を対象とします。



5

けいかく きかん
計画の期間

甲賀市第3次障がい者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間で、第7期障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間で計画期間として策定します。

ただし、計画期間の途中であっても、社会情勢の変化や制度改正等により必要に応じて計画の見直しを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
甲賀市障がい者基本計画	第3次障がい者基本計画						第4次障がい者基本計画		
甲賀市障がい福祉計画	第6期障がい福祉計画		第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画			
甲賀市障がい児福祉計画	第2期障がい児福祉計画		第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画			

図 1-3 計画期間



(1) 障害福祉計画等策定委員会の設置

本計画を実効性あるものとするため、関係機関である障がい者団体関係者、保健・医療・福祉事業所関係者、学識経験者、行政機関関係者等による策定委員会を設置し、計画の検討を行います。また、市の附属機関である障害者施策推進協議会の意見や自立支援協議会からの提言書の内容を反映します。

- ① 甲賀市障害者施策推進協議会：平成 21 年 3 月 27 日条例設置
- ② 甲賀市障害福祉計画等策定委員会：平成 26 年 2 月 10 日要綱設置
本計画策定では「甲賀市障害者施策推進協議会」が兼務
- ③ 甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）

(2) アンケート・ヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、障がいのある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向を把握するため、障がいのある人及び障害福祉サービス事業所に対してアンケートを実施しました。また、関係団体等へのヒアリング調査により、障がいのある人が地域で暮らし続けるにあたっての悩みや課題を聴きました。

これらアンケート及びヒアリングにおいて明らかになったニーズや課題を踏まえ、本計画を策定します。

表 1-3 アンケートの概要

区分	障がい者アンケート	事業所アンケート	関係団体ヒアリング
対象者	障害者手帳を所持しているサービス利用者及び福祉サービス利用者	甲賀市内の障害福祉サービス事業所	甲賀市内の障がい者関係団体
対象者数	1,000 人	35 法人 (116 事業)	8 団体
調査期間	令和 5 年 2 月～3 月	令和 5 年 7 月～8 月	令和 5 年 8 月
調査方法	郵送	郵送・メール	郵送・メール・ヒアリング
有効回収	515 件 (51.5%)	81 事業所 (69.8%)	5 件 (62.5%)

(3) パブリック・コメントの実施

計画案の概要を公開し、広く意見を聴取する「パブリック・コメント」を実施し、そこで寄せられた意見を計画へ反映します。

1 障害者手帳を持っている人たちについて

(1) 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者数は、平成22年度より年々増加していましたが、平成26年度以降は減少の傾向にあります。令和4年度の身体障害者手帳所持者数は3,405人と、平成22年に比べると1.15倍になっていますが、平成26年度と比べると、0.91倍になっています。

障がい種別で見ると、肢体不自由が1,886人と最も多く、次いで内部障害が1,020人となっています。

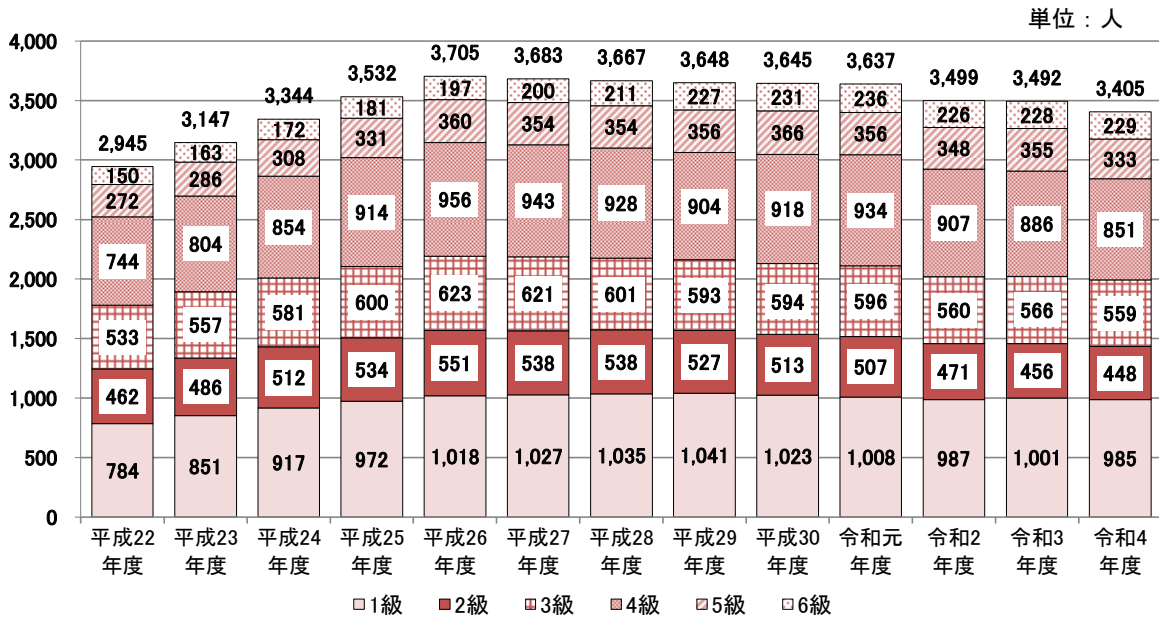


図 2-1 等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (平成22年度～令和4年度)

表 2-1 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数

単位：人

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声機能・言語機能・そしゃく機能障害	肢体不自由 (運動機能障害を含む)	内部障害	合計
1級	73	8	7	284	613	985
2級	70	73	3	293	9	448
3級	10	33	17	354	145	559
4級	19	38	14	527	253	851
5級	32	3		298		333
6級	12	87		130		229
合計	216	242	41	1,886	1,020	3,405

資料：庁内資料 (令和5年3月末現在)

【身体障害者手帳所持者の年齢別内訳】

単位：人

部位	等級	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
視覚障害	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	合計									
	割合									
聴覚・平衡機能障害	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	合計									
	割合									
音声・言語・そしゃく機能障害	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	合計									
	割合									
肢体不自由	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	合計									
	割合									
内部障害	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	合計									
	割合									
合計	1									
	2									
	3									
	4									
	5									
	6									
	合計									
	割合									

令和5年10月のデータを使用します。

資料：庁内資料（令和5年10月末現在）

りょういくてちょうしょじしやすう
(2) 療育手帳所持者数

療育手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和4年度はこれまでで最も多い1,233人であり、平成22年に比べると1.63倍になっています。

年代別で見ると、20代が最も多くなっています。

等級別では、「軽度（B2）」の割合が最も多く、次いで「中度（B1）」になっています。

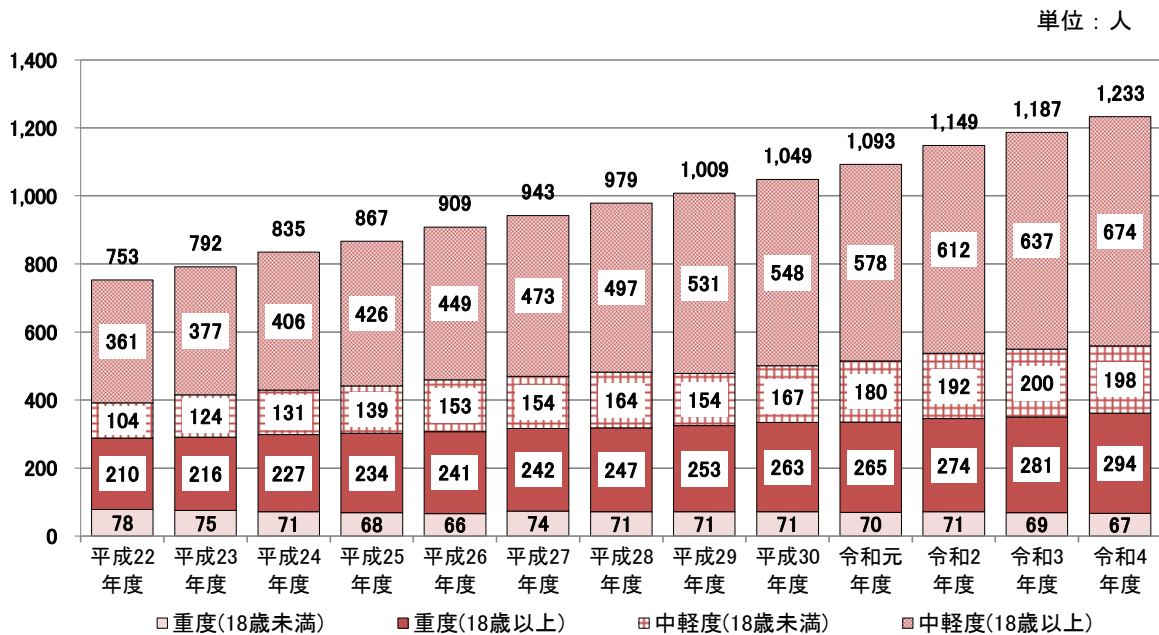


図 2-2 程度別療育手帳所持者数の推移 (平成 22 年度～令和 4 年度)

【療育手帳所持者の年齢別内訳】

単位：人

等級	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
A 1									
A 2									
B 1	令和5年10月のデータを使用します。								
B 2									
合計									
割合									

資料：庁内資料（令和5年10月末現在）

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び自立支援医療（精神通院医療）の利用者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、令和4年度はこれまでで最も多い759人であり、平成22年に比べると1.81倍になっています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の利用者数も年々増加傾向にあります。

したがって、手帳所持者だけでなく、手帳を所持しておらず福祉サービスを利用していない人を含めると、精神障がいのある人が増加していることが推察されます。

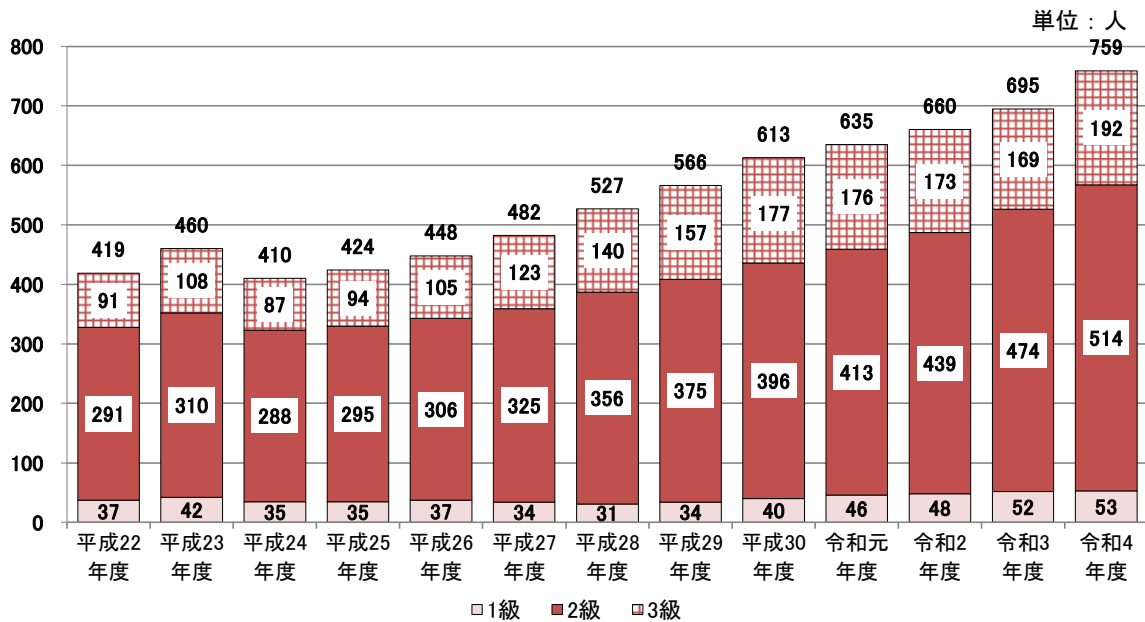


図 2-3 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (平成22年度～令和4年度)

【精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別内訳】

単位：人

等級	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	合計
1級									
2級	令和5年10月のデータを使用します。								
3級									
合計									

資料：庁内資料（令和5年10月末現在）

表 2-2 自立支援医療（精神通院医療）利用者数の推移（平成 24 年度～令和 4 年度）

単位：人

平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
920	940	990	1,017	1,037	1,064	1,118	1,159	1,296	1,268	1,337

資料：庁内資料（各年度 3 月末現在）

（4）^{てちょうしょじしゃ}手帳所持者

本市における各種障害者手帳所持者は、年々増加傾向にあります。平成 22 年から平成 26 年までは 1 年当たりの増加数が 200 人以上と多かったことに対して、平成 26 年から令和 5 年度の 1 年当たりの増加は 20～80 人と緩やかとなっています。各種障害者手帳所持者の合計人数は、令和 4 年度にこれまでで最も多い 5,397 人となりました。

単位：人

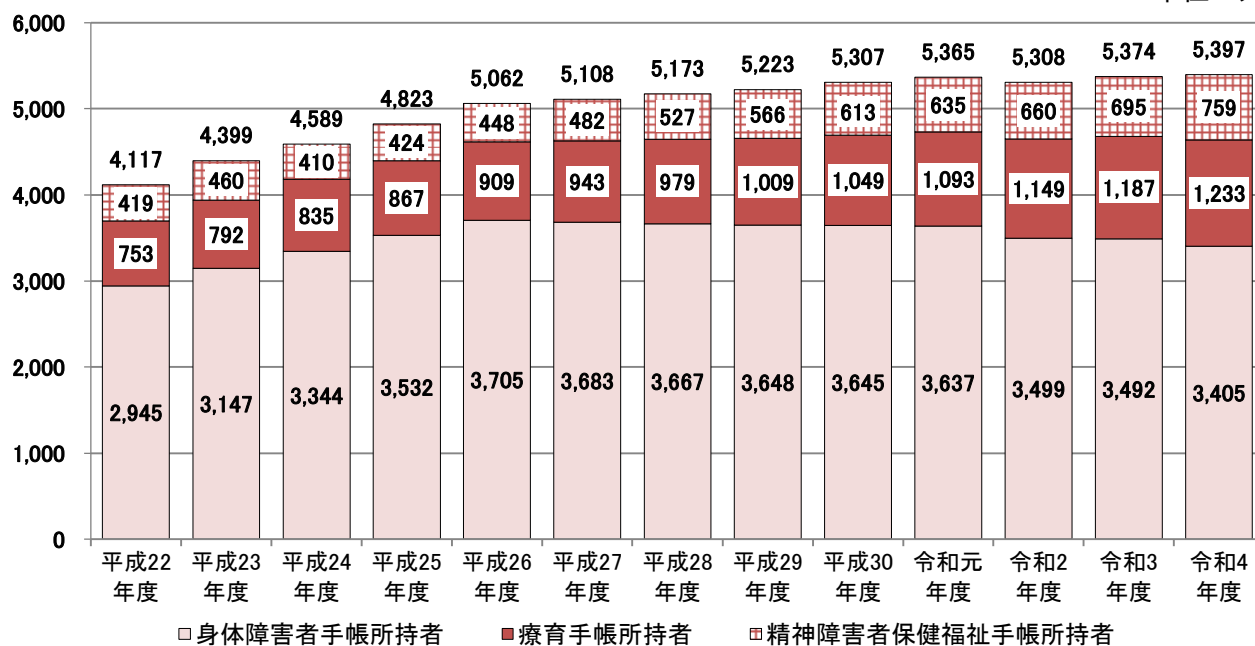


図 2-4 障害別障害手帳所持者数の推移（平成 22 年度～平成 4 年度）

2

難病（なんびょう指定難病^{していなんびょう}）について

難病（指定難病）は、原因不明で、治療方法が確立されていない希少な疾病で長期療養が必要なものをいい、令和3年11月から対象疾病が338疾病となり、令和4年度末では、799人に特定医療費（指定難病）受給者証が交付されています。

表 2-3 特定医療費（指定難病）受給者証交付者数（平成24年度～令和4年度）

単位：人

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
575	516	646	664	715	684	718	729	785	756	799

資料：保健所提供資料（各年3月末現在）

平成25年4月の障害者総合支援法の施行に伴い、障がい者の定義の中に「難病等」が追加され、必要と認められた障害福祉サービスを利用することができるようになりました。対象となる疾病は、政令で指定難病の他、独自の対象疾病も含めて定められており、令和3年11月から361疾病から366疾病に拡大されています。

難病について

難病とは、医学的に明確に定義された病気の名称ではありません。「不治の病」に対して社会通念として用いられてきた言葉です。症例数が少ないものもあり、原因不明で根本的な治療は今のところありません。誰でも発病する可能性のある病気です。

症状や病態に個人差があり、同じ疾病でも、重篤で全面介助の生活を送っている人もいれば、ほとんど問題なく日常生活を送っている人まで様々です。

また外見からは疾病があることがわかりにくい疾患もあり、社会の理解が得られず、就学・就業など社会生活への参加が進みにくい状態もあります。

※ 障害者総合支援法の対象となる難病等については、厚生労働省のホームページ等で確認できます。

疾病の種類

疾病の種類は、血液系、消化器系、神経・筋系など多種多様で、各分野の専門医でなければ診断できない疾患も少なくありません。

血液系の疾患では「再生不良性貧血」、消化器系では「潰瘍性大腸炎」、神経・筋系では「パーキンソン病」等の病名が知られています。

難病の特徴

- ・ 症状の変化が毎日ある、日によって変化が大きい、症状が見えづらい等の特徴に加え
- ・ 進行性の症状を有する、大きな周期でよくなったり悪化したりする、
- ・ 同じ疾患でも患者によって異なる症状を示す疾患もある

という疾病特有の症状が見られます。

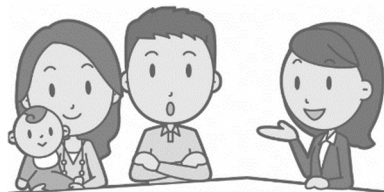
合併症のある人も多く、治療のために使用する薬の副作用により別の疾病を発症する、機能障がい数年かけて進行する等、二次的障害が問題となっています。

発達障害者支援法において、発達障がいとは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能障害で、その症状が通常低年齢において発現するものであって、発達障がい及び社会的障壁により日常生活又は社会生活に制限を受けるものと定義されています。（発達障害者支援法における定義 第2条）

発達障がいのある人は、手帳制度がないため、人数把握は難しい状況です。発達障がいのある人の中には、必要に応じて、知的障がいを伴う場合は療育手帳、知的障がいを伴わない場合は精神障害者保健福祉手帳を取得されている人がおられます。

最近の傾向としては、乳幼児健診時や園への巡回訪問等により、就学前にその傾向があることを保護者と関係機関が情報共有することが増えています。それに伴い、医療機関の受診や就学先として通常学級以外に自閉症・情緒障がい特別支援学級を選択されるケースも増えています。

また、特性を理解した対応が難しい場合は、二次的障害を生じ、環境調整だけではなく医療機関による内服加療が必要となっている人が増えています。



4

とくべつしえんがっきゅう とくべつしえんがっこう ざいせきじどうせいと じょうきょう
特別支援学級と特別支援学校の在籍児童生徒の状況について

市内における特別支援学級に通学する児童生徒数は令和5年度の451人が最も多く、年々増加傾向です。いずれの年度も水口地域と甲南地域で通学する児童生徒が多くなっています。

また、養護学校については、児童生徒数が令和2年度の139人がピークとなり、その後やや減少していますが、小学部に通う生徒数は増加傾向にあります。

表 2-4 特別支援学級在籍者数（地域別）の推移（平成27年度～令和5年度）

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
水口地域	198	214	213	226	211	213	221	225	248
土山地域	31	24	25	27	28	29	25	29	29
甲賀地域	32	37	35	35	41	33	29	36	38
甲南地域	79	94	102	103	102	107	103	107	107
信楽地域	26	31	33	32	33	33	31	31	29
合計	366	400	408	423	415	415	409	428	451

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

表 2-5 三雲養護学校 在籍者数の推移（市内在住生徒数）（平成27年度～令和5年度）

単位：人

	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
小学部	51	44	40	41	50	55	53	57	61
中学部	28	27	38	33	30	26	23	23	21
高等部	26	28	30	35	35	44	37	39	31
高等部 (石部分教室)	7	15	11	15	13	13	15	13	9
紫香楽校舎	0	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	112	114	119	124	128	139	129	132	122

資料：庁内資料（各年度4月1日現在）

表 2-6 甲南高等養護学校 在籍者数の推移（市内在住生徒数）（平成27年度～令和5年度）

単位：人

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
19	19	25	26	31	29	31	32	35

資料：甲南高等養護学校提供資料（各年度4月1日現在）

(1) 障がい福祉計画の成果目標と達成状況

①福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行者数は令和5年度末で1人の状況です。

入所者の重度化、高齢化が進む中、日中サービス支援型グループホームなどのサービスの機能強化や地域生活拠点等の取り組みが重要であるとされているものの、現実的には入所者の地域移行は難しい状況にあります。

表 2-7 福祉施設入所者数、地域生活へ移行した人数

	第6期計画目標値		達成状況
	令和3年度	令和5年度	令和5年度末時点
施設入所者数	78人	80人	80人
地域生活へ移行した人数	0人	1人	1人

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉関係者による協議の場については、「地域包括ケアシステム推進チーム」として、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）精神障害部会に位置づけられました。

表 2-8 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

	第6期計画目標値		達成状況
	令和3年度	令和5年度	令和5年度末時点
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	検討中	1か所 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)	1カ所



③地域生活支援拠点等の整備

既存事業での組み合わせながら、地域の複数の機関が分担して機能を補う「面的整備型」を整備しました。

甲賀市での拠点登録は11法人、33事業所です。

表 2-9 地域生活支援拠点等の整備

	第6期計画		達成状況
	令和3年度	令和5年度	令和5年度末時点
地域生活支援拠点等の整備	既存事業での面的整備 ※	継続 甲賀圏域 (甲賀市・湖南市)	既存事業での面的整備

※面的整備：居宅支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を地域における複数の機関が担います。

④福祉施設からの一般就労への移行等

就労移行支援A型、B型から一般就労への移行者数の目標は達成しています。一方、就労移行支援事業からの移行者数の目標は未達成です。

令和3年度より就労定着支援事業所として働き教育センター甲賀が事業を開始しています。

表 2-10 福祉施設から一般就労への移行者数等

	第6期計画		達成状況
	令和3年度	令和5年度	令和5年度末時点
福祉施設から一般就労への移行者数	8人 (令和元年度末)	10人以上	6人 (令和4年度末)
就労移行支援事業	4人	7	3
就労移行支援A型	2人	2	2
就労移行支援B型	2人	1	1
一般就労移行者における就労定着支援利用者の割合	0	7割以上	7割以上
就労定着支援事業による1年後の職場定着率	0	7割以上	7割以上

(2) 障がい児福祉計画の成果目標

障がい児支援の提供体制の整備等

「甲賀市児童発達支援センターつみき」は、令和3年4月に開所しました。

平成31年4月に重症心身障がいのある児童の「放課後等デイサービス事業所きらっと」が開所しました。

医療的ケア児のための関係機関の協議の場については、「医療的ケア児者支援協議会」を設置しました。この協議会は、甲賀地域障害者自立支援協議会（甲賀地域障害児・者サービス調整会議）重心対策部会に位置づけられています。

表 2-11 児童発達支援センターの設置等

	第6期計画		達成状況
	令和3年度	令和5年度	令和5年度末時点
児童発達支援センターの設置	0か所 令和3年4月に 開所予定	1か所	1か所 令和3年4月に 開所
重症心身障がい児を支援する 児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	整備中	1か所	1カ所



(3) 訪問系サービスの状況

訪問系サービスの実施状況について、令和3年度から4年度のサービスの利用者数は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴いサービスの利用を控える人がいたため全般的に横這いもしくは減少の傾向にありましたが、令和5年度では増加もみられます。

居宅介護、行動援護は目標を達成しています。一方、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援、短期入所は未達成の状況です。

表 2-12 訪問系サービスの実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
居宅介護	平均利用時間 時間/月	計画値	1,260	1,280	1,300
		実績値	1,279	1,187	1,300
	平均実利用者数 人/月	計画値	126	128	130
		実績値	106	99	130
	市内事業所数	計画値	8	8	8
		実績値	8	9	9
重度訪問介護	平均利用時間 時間/月	計画値	8	8	8
		実績値	1	1	2
	平均実利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	2
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
同行援護	平均利用時間 時間/月	計画値	360	360	360
		実績値	236	271	300
	平均実利用者数 人/月	計画値	20	20	20
		実績値	21	21	20
	市内事業所数	計画値	5	5	5
		実績値	5	6	6
行動援護	平均利用時間 時間/月	計画値	182	195	195
		実績値	93	139	195
	平均実利用者数 人/月	計画値	14	15	15
		実績値	13	15	15
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
重度障害者等 包括支援	平均利用時間 時間/月	計画値	0	8	8
		実績値	0	0	0
	平均実利用者数 人/月	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
短期入所 (福祉型) (医療型)	平均利用件数 件/月	計画値	188	188	192
		実績値	125	121	160
	平均実利用者数 人/月	計画値	47	47	48
		実績値	23	21	25
	市内事業所数	計画値	7	7	7
		実績値	5	7	7

(4) 日中活動系サービスの状況

日中活動系サービスの実施状況について、生活介護は利用者数、利用件数ともに減少しています。

施設入所支援は、わずかに利用者が減少しています。また、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）ともに利用件数は増加しています。

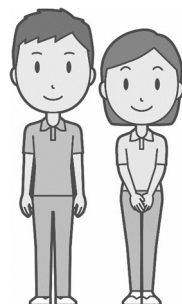
表 2-13 日中活動系サービスの実施状況（1/2）

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
生活介護	平均利用件数 件/月	計画値	3,700	3,760	3,820
		実績値	4,133	3,833	3,820
	平均実利用者数 人/月	計画値	185	188	191
		実績値	231	213	210
	市内事業所数	計画値	9	9	9
		実績値	8	8	8
	基準該当サービス事業所数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
療養介護	平均実利用者数 人/月	計画値	16	16	16
		実績値	17	17	17
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
施設入所支援	平均実利用者数 人/月	計画値	78	78	80
		実績値	86	80	80
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
自立訓練 (機能訓練)	平均利用件数 件/月	計画値	23	23	23
		実績値	9	20	23
	平均実利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	平均利用件数 件/月	計画値	253	253	253
		実績値	95	135	140
	平均実利用者数 人/月	計画値	23	23	23
		実績値	12	14	14
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
宿泊型 自立訓練	平均利用件数 件/月	計画値	250	277	304
		実績値	123	123	123
	平均実利用者数 人/月	計画値	15	16	17
		実績値	9	8	17
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

また、就労移行支援及び就労継続支援（A型）は利用者数、件数ともに増加し、就労継続支援（B型）の利用者数、件数はわずかに減少しています。

表 2-14 日中活動系サービスの実施状況（2/2）

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
就労移行支援	平均利用件数 件／月	計画値	255	340	459
		実績値	233	258	300
	平均実利用者数 人／月	計画値	15	20	27
		実績値	14	18	27
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	2	3	3
実利用者 人／年	計画値	25	30	35	
	実績値	25	42	42	
就労定着支援	実利用者数 人／年	計画値	3	5	10
		実績値	4	5	5
	市内事業所数	計画値	0	1	1
		実績値	0	0	0
就労継続支援 (A型)	平均利用件数 件／月	計画値	1,070	1,075	1,083
		実績値	1,487	1,550	1,600
	平均実利用者数 人／月	計画値	70	75	80
		実績値	78	80	80
	市内事業所数	計画値	6	6	6
		実績値	4	4	4
就労継続支援 (B型)	平均利用件数 件／月	計画値	4,010	4,100	4,200
		実績値	4,443	4,049	4,100
	平均実利用者数 人／月	計画値	240	245	250
		実績値	269	251	250
	市内事業所数	計画値	14	14	14
		実績値	13	13	13



(5) 居住系サービスの状況

共同生活援助（グループホーム）の利用者数は横ばいですが、今後も増加することが見込まれます。

表 2-15 居住系サービスの実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
共同生活援助 (グループホーム)	支給決定者数 人/月	計画値	110	113	115
		実績値	117	108	115
	実利用者 人/月	計画値	110	113	115
		実績値	114	115	115
	内 市内実利用者 人/月	計画値	71	74	76
		実績値	確認中	確認中	確認中
	定員数	計画値	187	187	187
		実績値	確認中	178	181
	現員者数	計画値	156	160	163
		実績値	確認中	155	155
市内事業所数	計画値	39	40	40	
	実績値	34	34	34	
自立生活援助	実利用者数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	2
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	1

(6) 相談支援の状況

計画相談支援の利用者は減少していますが計画値より多くなっています。

表 2-16 相談支援の実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
計画相談支援	平均実利用者数 人/月	計画値	125	127	129
		実績値	163	158	160
	市内事業所数	計画値	10	10	10
		実績値	10	10	10
地域移行支援	平均実利用者数 人/年	計画値	2	2	3
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	3
地域定着支援	平均実利用者数 人/年	計画値	2	2	3
		実績値	0	0	1
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1

(7) 障がい児に関するサービスの状況

放課後等デイサービスの利用者が増加しており、今後も利用者が増えることが見込まれます。

表 2-17 障がい児に関するサービスの実施状況

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
児童発達支援	平均利用件数 件/月	計画値	238	252	252
		実績値	206	200	252
	平均実利用者数 人/月	計画値	85	90	90
		実績値	100	89	90
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
放課後等 デイサービス	平均利用件数 件/月	計画値	1,914	2,255	2,651
		実績値	1,563	1,815	2,000
	平均実利用者数 人/月	計画値	174	205	241
		実績値	134	151	241
	市内事業所数	計画値	8	8	8
		実績値	8	8	8
保育所等訪問支援	平均利用件数 件/月	計画値	10	15	20
		実績値	2	2	10
	平均実利用者数 人/月	計画値	10	15	20
		実績値	2	3	10
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
医療型児童 発達支援	平均利用件数 件/月	計画値	5	5	5
		実績値	0	0	1
	平均実利用者数 人/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
	市内事業所数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
障害児相談支援	平均実利用件数 件/月	計画値	31	33	36
		実績値	43	40	36
	利用件数 件/年	計画値	367	399	434
		実績値	501	470	500
	市内事業所数	計画値	5	5	5
		実績値	5	5	5
居宅訪問型 児童発達支援	平均利用件数 件/月	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
	実利用者数 人/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
	市内事業所数	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
医療的ケア児に対する 関連分野支援を調整する コーディネーター	配置人数	計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0

ちいきせいかつしえんじぎょう じょうきょう
(8) 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業、日常生活用具給付事業について、実施を見込んでいた事業に関して、概ね計画通り実施できています。手話通訳者・要約筆記者派遣事業、移動支援事業は、多くの利用を見込んでいましたが、事業所数の増加がなく、利用時間は増加しているが、利用者数は減少しています。

表 2-18 地域生活支援事業の実施状況 (1/2)

サービス名	単位	区分	第6期計画期間		
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
理解促進・啓発事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	計画値	実施	実施	実施
		実績値	実施	実施	実施
相談支援事業					
障害者相談支援事業	事業所数 箇所	計画値	4	4	5
		実績値	4	4	4
基幹相談支援センター	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
市町村相談支援機能 強化事業	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	実利用者数 人/年	計画値	9	10	11
		実績値	6	12	14
成年後見制度法人後見支援 事業	設置数 圏域実施数	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
意思疎通支援事業					
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	実利用件数 件/年	計画値	421	421	421
		実績値	300	319	300
手話通訳者設置事業	実設置者数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	給付件数 件/年	計画値	4	4	4
		実績値	2	2	4
自立生活支援用具	給付件数 件/年	計画値	8	8	8
		実績値	2	15	15
在宅療養等支援用具	給付件数 件/年	計画値	13	14	14
		実績値	5	8	15
情報・意思疎通支援 用具	給付件数 件/年	計画値	70	70	70
		実績値	48	41	50
排泄管理支援用具	給付件数 件/年	計画値	1,940	1,970	2,001
		実績値	2,044	1,961	2,000
居宅生活動作補助用具	給付件数 件/年	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	1
手話奉仕員養成研修事業	実修了者数	計画値	20	35	35
		実績値	16	39	34

表 2-19 地域生活支援事業の実施状況 (2/2)

サービス名	単位	区分	第6期計画(実績)			
			令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	
移動支援事業	延利用時間 数 時間/年	計画値	1,786	1,824	1,900	
		実績値	1,295	1,155	1,516	
	実利用者数 人/年	計画値	47	48	50	
		実績値	37	31	27	
	市内事業所 数 箇所	計画値	2	3	3	
		実績値	2	2	2	
地域活動支援センター機能強化事業						
地域活動支援 センター I型	甲賀市	事業所数 箇所	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
	湖南市	事業所数 箇所	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
地域活動支援 センター II型	甲賀市	事業所数 箇所	計画値	0	0	1
			実績値	0	0	0
	湖南市	事業所数 箇所	計画値	1	1	1
			実績値	1	1	1
地域活動支援 センター III型	甲賀市	事業所数 箇所	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
	湖南市	事業所数 箇所	計画値	0	0	0
			実績値	0	0	0
日中一時支援事業	実利用者数 人/年		計画値	55	60	65
			実績値	46	56	59
	市内事業所 数 箇所		計画値	3	4	5
			実績値	3	3	3
福祉ホーム事業	月平均実利 用者数 人/月		計画値	3	3	3
			実績値	2	2	2
訪問入浴サービス事業	月平均実利 用者数 人/月		計画値	5	6	6
			実績値	5	4	4
声の広報等発行事業	実施の有無		計画値	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施
自動車運転免許取得 助成事業	実施の有無		計画値	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施
自動車改造助成事業	実施の有無		計画値	実施	実施	実施
			実績値	実施	実施	実施

(9) その他のサービス

各種サービスの利用実績は下表の通りです。

利用が増加しているのは、「補装具支給（購入・修理）」「滋賀型地域活動支援センター運営事業」のサービスです。

表 2-20 その他のサービスの実施状況

サービス名	内容	単位	令和3年度 (実績)	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)
補装具支給 (購入・修理)	義肢、装具、車いす等の補装具について、購入費又は修理費を支給	件/年	152	151	200
自立支援医療 (更生医療)	自立支援医療の一つで、身体に障がいのある人の機能回復のための医療費の助成	実利用者数 人/年	293	256	270
自立支援医療 (育成医療)	自立支援医療の一つで、身体に障がいのある児童に対して、障がいを軽減・除去するために必要な医療費の助成	実利用者数 人/年	14	18	10
自立支援医療 (療養介護)	医療機関で長期入所を必要とする障がいのある人が、医療的ケアを受けながら日中活動や日常生活を行うために必要な医療	実利用者数 人/年	17	17	16
自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療の一つで、在宅の精神障がいのある人の医療の確保、継続的治療の促進、早期治療・再発防止を図るための医療費の助成	実利用者数 人/年	1,268	1,137	1,140
福祉車両運賃 助成	通院や買い物のために利用できるタクシー事業者、コミュニティバス、信楽高原鐵道の助成券を交付	実利用者数 人/年	343	339	340
住宅改造費助成	住宅の修繕、改修にかかる費用を助成	実利用者数 人/年	0	1	1
紙おむつ代補助	在宅の重度の障がいのある人で紙おむつが必要な人に補助	実利用者数 人/年	16	14	※令和5年4月1日～要綱改正により日常生活用具給付事業に含む
ナイトケア事業	夜間、介護が必要となった障がいのある人を一時的に介護する事業	実利用者数 人/年	1	1	1
滋賀型地域活動 支援センター 運営事業	法制度の谷間にある社会的引きこもり者等が利用する支援センターに対して助成 (市内事業所は2か所) ・青少年支援ハウス輝 ・青少年自立支援ホーム一歩	実利用者数 人/年	7	9	9

6

アンケート調査結果

(1) 回答者の状況

アンケートに回答した障がいのある人は下図の通りです。

『療育手帳所持者』(55.5%)が最も多く、次いで『身体障害者手帳所持者』(24.7%)となっています。また、現在の生活の場は、「持ち家」(74.4%)が多くを占めています。

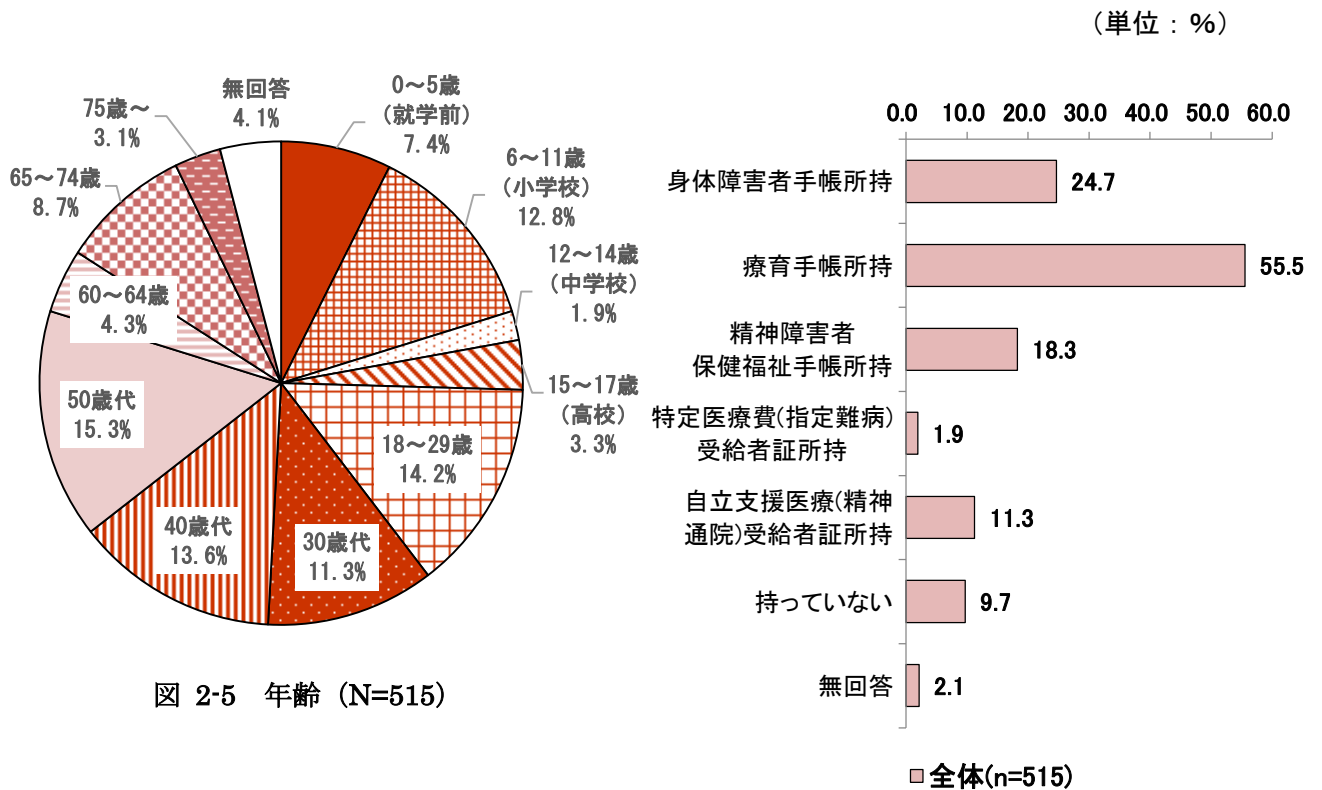


図 2-5 年齢 (N=515)

図 2-6 障がいの種類 (N=515)

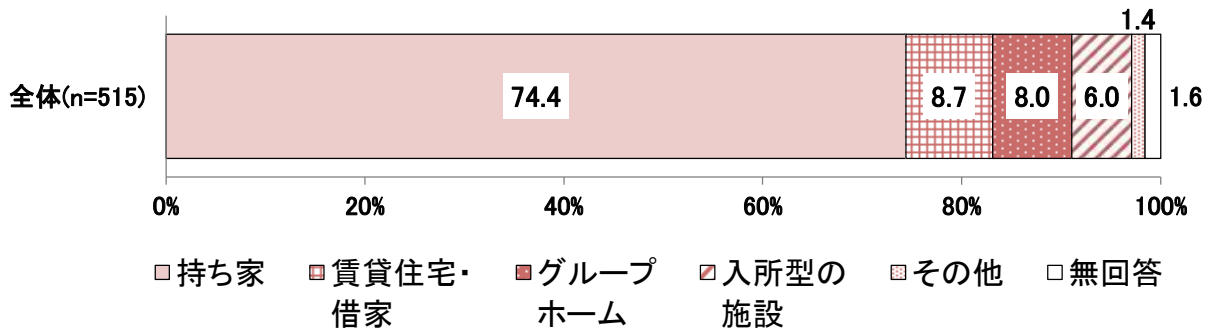


図 2-7 生活の場 (N=515)

(2) 生活^{せいかつ}

主な介護者は「親」(55.0%)が半数以上を占めています。

将来の生活の不安は、「暮らすうえで必要な生活費のこと」(45.6%)、「介助者がいなくなった時のこと」(44.7%)、「病気や健康のこと」(35.5%)の回答率が高くなっています。

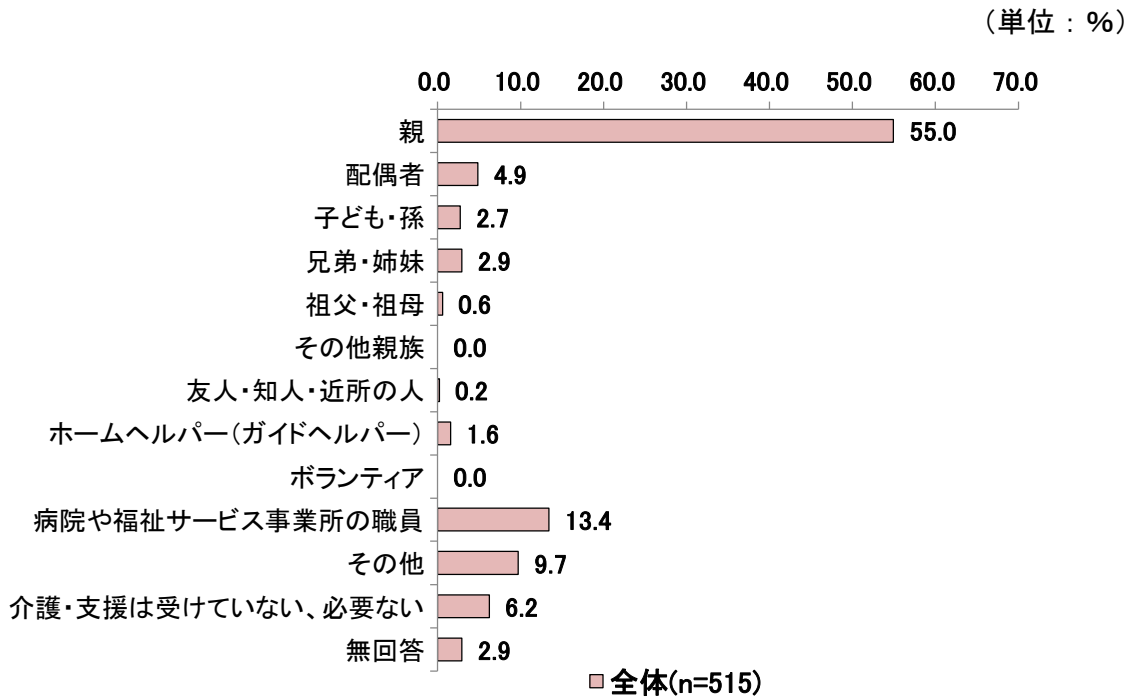


図 2-8 主な介護者 (N=515)

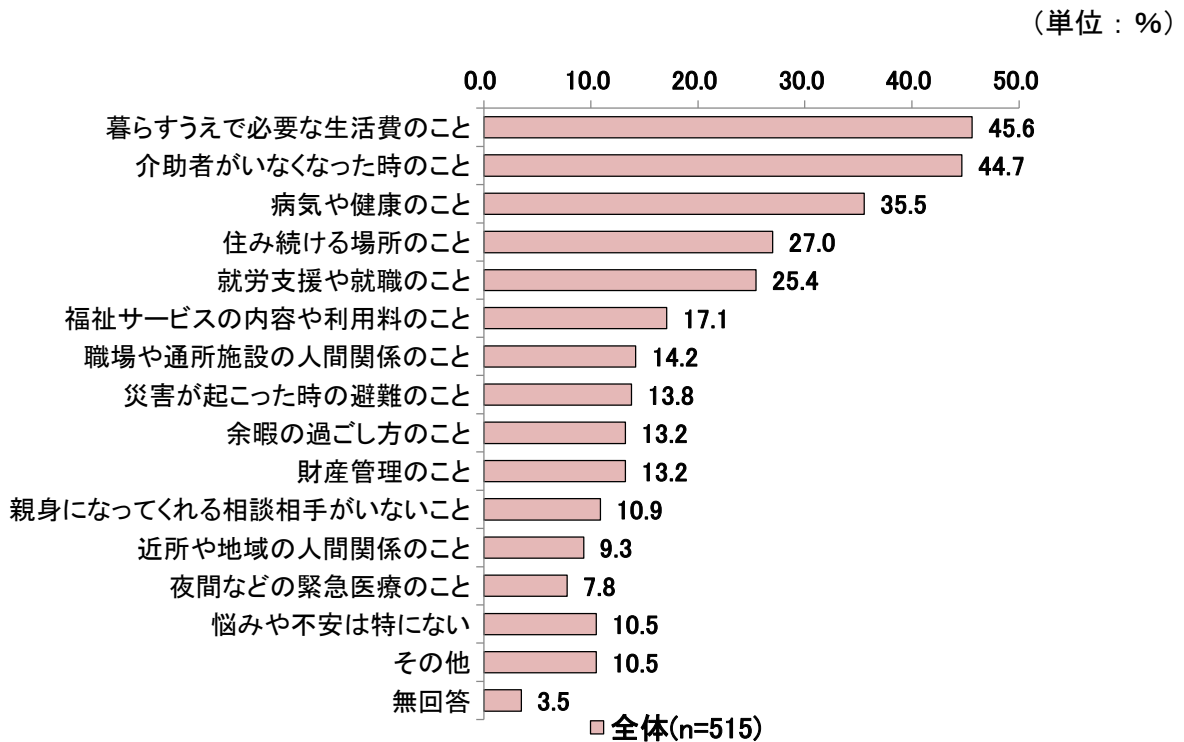


図 2-9 将来の生活の不安 (N=515)

障がい種別でみると、『精神障害者保健福祉手帳所持者』や『自立支援医療（精神通院）受給者証所持者』は、特に「暮らすうえでの生活費」に不安を持っている傾向にあります。

表 2-21 将来の生活の不安（障がい種別別）

	1位	2位	3位
身体障害者手帳所持 (n=127)	介助者がいなくなった時のこと (47.2%)	病気や健康のこと (44.9%)	暮らすうえで必要な生活費のこと (41.7%)
療育手帳所持 (n=286)	介助者がいなくなった時のこと (55.6%)	暮らすうえで必要な生活費のこと (41.3%)	病気や健康のこと (33.9%)
精神障害者保健福祉手帳所持 (n=94)	暮らすうえで必要な生活費のこと (61.7%)	病気や健康のこと (44.7%)	就労支援や就職のこと (35.1%)
特定医療費（指定難病）受給者証所持 (n=10)	住み続ける場所のこと 介助者がいなくなった時のこと (70.0%)	暮らすうえで必要な生活費のこと (50.0%)	病気や健康のこと (30.0%)
自立支援医療（精神通院）受給者証所持 (n=58)	暮らすうえで必要な生活費のこと (62.1%)	病気や健康のこと (46.6%)	介助者がいなくなった時のこと (34.5%)
手帳を持っていない (n=50)	就労支援や就職のこと (44.0%)	暮らすうえで必要な生活費のこと (30.0%)	職場や通所施設の間関係のこと (26.0%)



(3) 就労^{しゅうろう}

障害者手帳を持っている人は、障がいの種類にかかわらず、3割～6割の人が「就労している」と回答しています。

就労形態については、障がいの種類にかかわらず「就労継続支援B型事業所で働いている」の回答率が高く、『身体障害者手帳所持者』は、「一般企業などで正社員として働いている」や「一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている」の回答率も高くなっています。

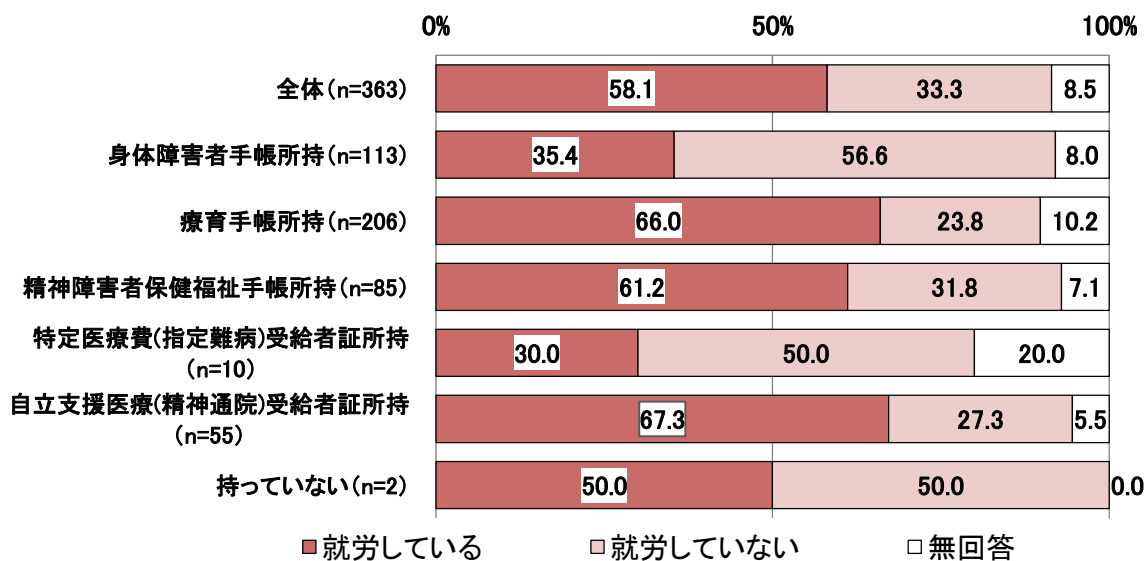


図 2-10 就労状況 (障がい種類別、18歳以上)

(単位：%)

表 2-22 就労形態 (障がい種類別、18歳以上)

	全体	持身体障害者手帳所持	療育手帳所持	祉精神障害者保健福祉	持難特定医療費(指定)	所神通立支援医療(精神)	持っていない
回答者数	211	40	136	52	3	37	1
一般企業などで正社員として働いている	6.6	17.5	3.7	5.8	33.3	5.4	100.0
一般企業などでパート・アルバイト・派遣社員として働いている	10.9	12.5	11.0	5.8	0.0	8.1	0.0
自分で事業をしている	1.4	7.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
自宅で内職をしている	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
就労継続支援A型事業所で働いている(雇用契約あり)	19.0	12.5	17.6	28.8	0.0	24.3	0.0
就労継続支援B型事業所で働いている(雇用契約なし)	50.2	30.0	55.1	53.8	66.7	59.5	0.0
その他	8.1	20.0	9.6	3.8	0.0	0.0	0.0
無回答	3.8	0.0	2.9	1.9	0.0	2.7	0.0

働くために必要なことは、「自分に合った仕事であること」(56.3%)、「身体が元気なこと」(46.4%)、「職場内で障がいのある人に対する理解があること」(45.6%)の回答率が高くなっています。

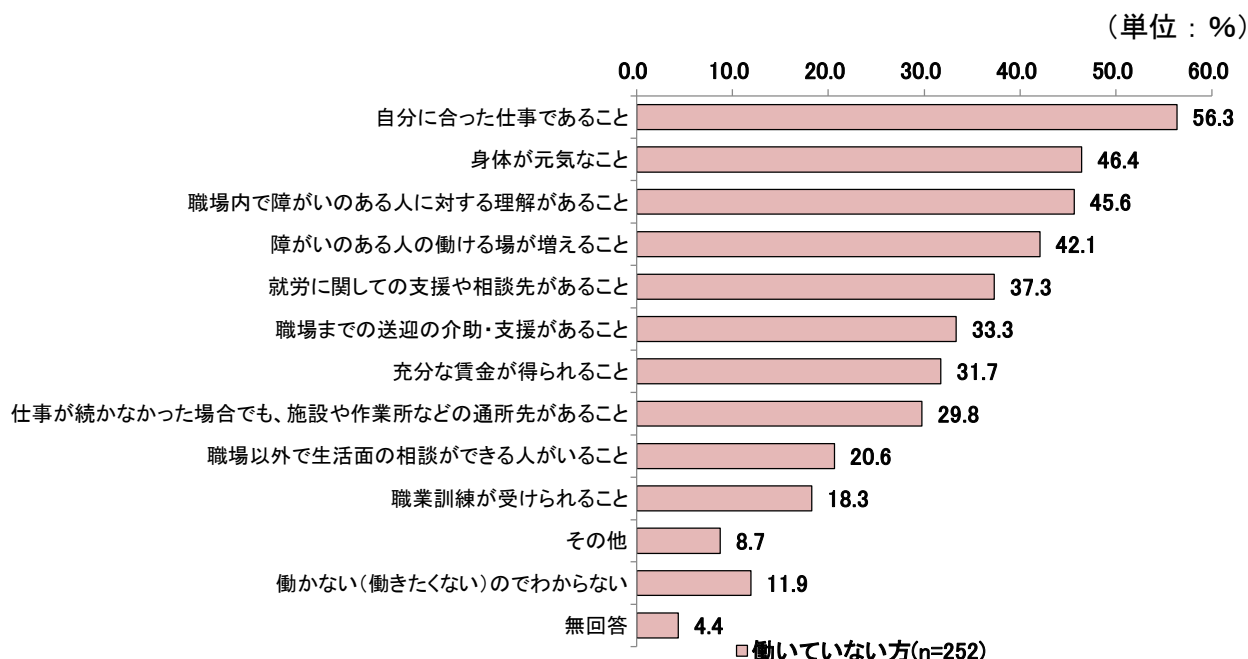


図 2-11 働くために必要なこと (働いていない方対象) (N=252)

障がい種別でみると、上記の3つの条件が、いずれの障がいでも回答率が高い傾向にあります。『特定医療費(指定難病)受給者証所持者』は、特に「職場内で障がいのある人に対する理解があること」の回答率が高く、『療育手帳所持者』は「障がいのある人の働ける場が増えること」の回答率が高い傾向にあります。

表 2-23 働くために必要なこと (障がい種別別、働いていない方対象)

	1位	2位	3位
身体障害者手帳所持 (n=77)	身体が元気なこと (41.6%)	自分に合った仕事であること (36.4%)	職場内で障がいのある人に対する理解があること (33.8%)
療育手帳所持 (n=120)	自分に合った仕事であること (62.5%)	障がいのある人の働ける場が増えること (50.8%)	職場までの送迎の介助・支援があること (50.0%)
精神障害者保健福祉手帳所持 (n=33)	身体が元気なこと (75.8%)	自分に合った仕事であること (60.6%)	障がいのある人の働ける場が増えること (45.5%)
特定医療費(指定難病)受給者証所持 (n=5)	自分に合った仕事であること 身体が元気なこと (60.0%)	職場内で障がいのある人に対する理解があること その他 (40.0%)	十分な賃金が得られること/就労に関しての支援や相談先があること/職場までの送迎の介助・支援があること/職場以外で生活面の相談ができる人がいること/仕事が続かなかった場合でも、施設や作業所などの通所先があること/障がいのある人の働ける場が増えること (20.0%)
自立支援医療(精神通院)受給者証所持 (n=17)	身体が元気なこと (70.6%)	自分に合った仕事であること (58.8%)	仕事が続かなかった場合でも、施設や作業所などの通所先があること/職場内で障がいのある人に対する理解があること (41.2%)
手帳を持っていない (n=43)	自分に合った仕事であること (60.5%)	職場内で障がいのある人に対する理解があること (46.5%)	就労に関しての支援や相談先があること (44.2%)

働くために優先的に取り組んでほしいこととしては、「施設や作業所の充実」(54.4%)、「障がいのある人の就労支援」(49.9%)の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『療育手帳所持者』は「施設や作業所の充実」(67.8%)、『特定医療費(指定難病)受給者証所持者』は「障がいのある人の就労支援」(60.0%)が高い傾向にあります。

(単位：%)

表 2-24 働くために優先的に取り組んでほしいこと (障がい種別)

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	精神障害者福祉手帳所持	特定医療費(指定難病)受給者証所持	自立支援医療(精神通院)受給者所持	持っていない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
施設や作業所の充実	54.4	46.5	67.8	57.4	50.0	55.2	24.0
障がいのある人の就労支援	49.9	42.5	49.0	52.1	60.0	51.7	62.0
就労するための相談先、職業訓練をする場所の充実	39.0	33.1	33.9	50.0	20.0	41.4	54.0
中学校や高校、大学卒業後の進路相談や指導	25.0	15.7	17.5	21.3	10.0	15.5	84.0
その他	7.2	7.9	6.6	6.4	10.0	12.1	6.0
無回答	13.0	19.7	11.2	10.6	30.0	10.3	2.0



(4) 社会参加・防災

自由時間にしたい活動をするために必要なこととしては、「介助者や支援者の付き添い」(41.7%)、「仲間たちと過ごすことのできる場所」(32.8%)、「技術を教えてくれる人・活動を応援してくれる人」(30.3%)の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『特定医療費(指定難病)受給者証所持者』は特に「仲間たちと過ごすことのできる場所」(50.0%)を必要としています。また、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は、他の障がいよりも「技術を教えてくれる人・活動を応援してくれる人」(34.0%)を必要とする割合が高くなっています。

(単位：%)

表 2-25 自由時間にしたい活動をするために必要なこと (障がい種別)

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	所持精神障害者保健福祉手帳	特定医療費(指定難病)受給者証所持	自立支援医療(精神通院)受給者証所持	持っていない	無回答
回答者数	515	127	286	94	10	58	50	11
介助者や支援者の付き添い	41.7	53.5	51.7	16.0	30.0	20.7	24.0	63.6
仲間たちと過ごすことのできる場所	32.8	23.6	37.8	26.6	50.0	25.9	40.0	36.4
技術を教えてくれる人・活動を応援してくれる人	30.3	16.5	29.0	34.0	20.0	31.0	50.0	36.4
公共交通機関や公共施設の充実・改善	23.5	25.2	23.8	27.7	20.0	20.7	18.0	18.2
スポーツ大会や文化祭などのイベント	11.1	10.2	12.6	9.6	0.0	6.9	12.0	0.0
その他	3.7	1.6	2.4	8.5	10.0	10.3	4.0	0.0
特にない	17.3	18.9	13.6	21.3	10.0	24.1	14.0	0.0
無回答	7.2	7.9	5.9	6.4	30.0	3.4	10.0	18.2

災害で不安に感じることとして、「安全な場所まで避難できるか」(46.0%)、「周囲に障がいの理解があるか」(44.5%)、「家族以外の支援者の介助はあるか」(38.8%)の回答率が高くなっています。

障がい種別で見ると、『身体障害者手帳所持者』は「避難所の設備(トイレ、段差)」(57.5%)、『療育手帳所持者』は「周囲に障がいの理解があるか」(52.4%)と「安全な場所まで避難できるか」「家族以外の支援者の介助はあるか」(45.5%)、「意思伝達(コミュニケーション)」(40.2%)、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「安全な場所まで避難できるか」「避難所でのプライバシー確保」(50.0%)の回答率が高くなっています。

(単位：%)

表 2-26 災害で不安に感じること (障がい種別)

	全体	持 身 体 障 害 者 手 帳 所	療 育 手 帳 所 持	祉 精 手 神 帳 障 所 害 持 者 保 健 福	持 難 特 病 定 〜 医 受 療 給 費 者 ー 証 指 所 定	所 神 自 持 通 立 院 支 〜 援 受 医 給 療 者 ー 証 精	持 っ て い な い
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
安全な場所まで避難できるか	46.0	48.8	45.5	50.0	50.0	48.3	54.0
周囲に障がいの理解があるか	44.5	40.9	52.4	40.4	60.0	31.0	36.0
家族以外の支援者の介助はあるか	38.8	40.2	45.5	31.9	60.0	29.3	32.0
避難所の設備(トイレ、段差)	36.5	57.5	35.0	29.8	80.0	27.6	32.0
避難所でのプライバシー確保	34.2	33.1	30.8	50.0	50.0	43.1	34.0
意思伝達(コミュニケーション)	33.2	19.7	40.2	31.9	40.0	29.3	38.0
避難所で相談できる人がいるか	31.7	30.7	32.2	37.2	60.0	36.2	26.0
薬や医療のこと	29.5	35.4	26.9	43.6	50.0	43.1	22.0
災害情報が得られるか	19.4	18.9	16.1	27.7	30.0	27.6	26.0
最寄りの避難所の場所を知らない	10.7	12.6	9.4	19.1	0.0	13.8	8.0
不安に感じることはない	7.4	5.5	6.6	7.4	0.0	8.6	4.0
その他	5.4	6.3	7.0	4.3	10.0	3.4	2.0
無回答	4.9	4.7	4.5	1.1	20.0	5.2	8.0

住居や地域での生活のためのサービス、余暇のために優先的に取り組んでほしいこととして、『身体障害者手帳保持者』は「福祉サービスの充実」(44.9%)、「外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災」(44.1%)、『療育手帳所持者』は「住まいの確保」(49.0%)、「福祉サービスの充実」(43.0%)、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災」(45.7%)、『指定医療費(指定難病)受給者証所持者』は「福祉サービスの充実」(70.0%)、「身近に受診ができるかかりつけの医療機関の充実」(50.0%)が高い傾向にあります。

(単位：%)

表 2-27 優先してほしい取組(住居・サービス・余暇)(障がい種類別)

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	精神障害者保健福祉手帳所持	特定医療費(指定難病)受給者証所持	自立支援医療(精神通院)受給者証所持	持っていない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
福祉サービスの充実(居宅介護、移動支援、生活訓練等)	39.8	44.9	43.0	38.3	70.0	29.3	24.0
住まいの確保(入所施設・グループホーム等の整備、賃貸アパート等への入居支援)	36.7	28.3	49.0	38.3	20.0	36.2	12.0
外出しやすい環境、交通安全、防犯、防災	36.5	44.1	32.2	45.7	40.0	34.5	34.0
身近に受診ができるかかりつけの医療機関の充実	26.8	24.4	25.5	34.0	50.0	31.0	34.0
学習、文化、スポーツなど余暇や生きがい活動への支援	24.5	14.2	24.8	26.6	20.0	17.2	48.0
金銭管理等の支援	20.2	7.9	22.0	21.3	20.0	22.4	28.0
その他	2.7	3.1	2.4	2.1	0.0	3.4	4.0
無回答	12.0	12.6	11.5	9.6	10.0	13.8	6.0

しみんりかい
(5) 市民理解

障がいに対する市民の理解は、障がいの種類に関わらず、「どちらかといえば進んできている」と「進んできている」を3割以上の方が回答しています。一方で「わからない」という回答も1~3割となっています。

障がいに対する市民の理解を深めるためには、「障がいのある人と地域住民との交流」が必要との回答率が高くなっていますが、『精神障害者保健福祉手帳所持者』は「障がいについての関心を深めるための講演会や研修会、福祉教育」(55.3%)が必要との回答が最も高くなっています。

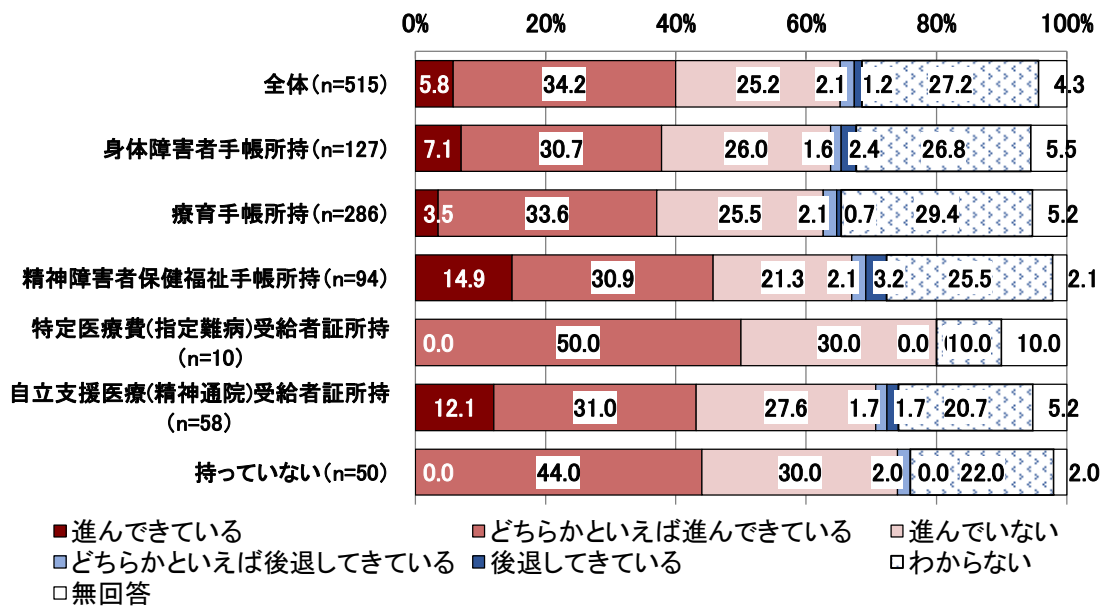


図 2-12 障がいに対する市民の理解度 (障がい種類別)



(単位：%)

表 2-28 障がいに対する市民の理解を深めるために必要なこと (障がい種類別)

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	精神障害者保健福祉手帳所持	特定医療費(指定難病)受給者証所持	自立支援医療(精神通院)受給者証所持	持っていない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
障がいについての関心を深めるための講演会や研修会、福祉教育	42.7	40.2	41.3	55.3	40.0	50.0	36.0
障がいのある人に対するボランティア活動やボランティア人材育成への支援	39.0	40.2	43.4	31.9	40.0	31.0	32.0
障がいのある人と地域住民の交流	43.3	39.4	49.0	36.2	70.0	34.5	44.0
その他	10.7	10.2	10.1	10.6	10.0	8.6	16.0
無回答	10.5	14.2	10.8	8.5	20.0	8.6	6.0

(単位：%)

表 2-29 優先して取り組むべきこと (共生社会) (障がい種類別)

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	精神障害者保健福祉手帳所持	特定医療費(指定難病)受給者証所持	自立支援医療(精神通院)受給者証所持	持っていない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり	52.8	60.6	58.4	43.6	60.0	39.7	46.0
障がいのある人に対する理解・啓発	50.7	44.9	54.2	55.3	50.0	51.7	42.0
個性と多様性が尊重されるまちづくり	26.6	20.5	25.5	23.4	0.0	19.0	52.0
障がいの有無にかかわらず様々な交流の場づくり	23.9	16.5	26.6	25.5	30.0	25.9	24.0
権利擁護(自分の権利を守ってくれる)制度の普及	17.7	11.8	18.9	26.6	20.0	20.7	12.0
ボランティアの育成・活動支援	16.9	21.3	19.9	10.6	30.0	13.8	4.0
その他	2.5	0.0	1.7	5.3	0.0	5.2	4.0
無回答	11.8	12.6	12.9	7.4	10.0	12.1	8.0

(6) ^{けんりょうご}権利擁護

全体で見ると「いじめ・虐待（家庭・施設・学校・職場）」（25.8%）がもっとも多く、次に「地域社会での孤立（差別・偏見など）」（13.2%）が多くなっています。

『精神障害者保健福祉手帳所持者』は、「プライバシー（個人情報など）の侵害」（16.0%）を受けた経験が多い傾向にあります。

（単位：％）

表 2-30 受けたことがある権利侵害

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	精神障害者保健福祉手帳所持	特定医療費（指定難病）受給者証所持	自立支援医療（精神通院）受給者証所持	持っていない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
いじめ・虐待（家庭・施設・学校・職場）	25.8	17.3	23.1	50.0	20.0	51.7	10.0
寄付金・訪問販売・契約締結の強要	1.9	3.1	0.7	5.3	0.0	6.9	0.0
プライバシー（個人情報など）の侵害	5.4	4.7	3.1	16.0	10.0	13.8	4.0
地域社会での孤立（差別・偏見など）	13.2	15.0	15.0	19.1	20.0	22.4	4.0
その他	3.9	3.1	4.2	6.4	0.0	5.2	4.0
特に権利侵害を受けたことはない	54.4	57.5	53.5	38.3	70.0	27.6	78.0
無回答	8.5	11.8	9.1	3.2	10.0	8.6	6.0

障がい者虐待の通報義務は、59.8%の人が「知らなかった」と回答しており、また、障害者差別解消法による変化は「わからない」(50.1%)、「変わらない」(33.8%)の回答が多くなっています。

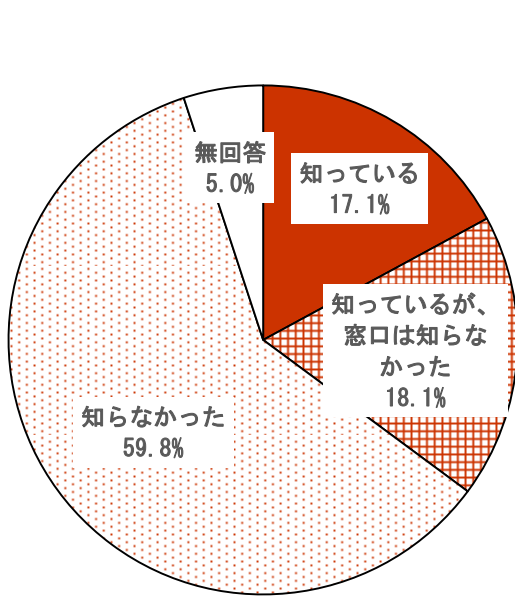


図 2-13 障害者虐待の通報義務の認知度

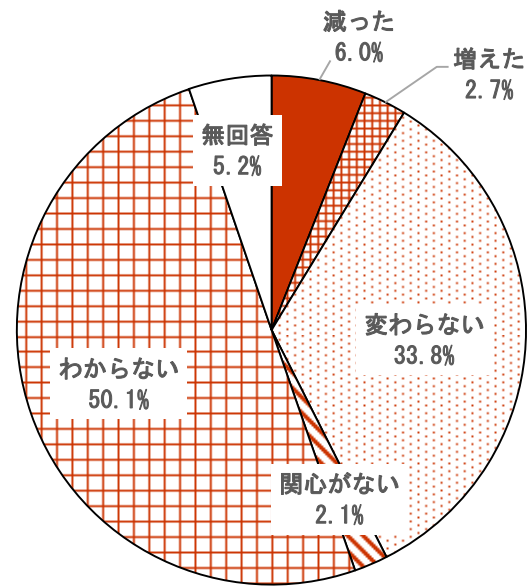


図 2-14 障害者差別解消法による差別や不便さの変化



(7) 教育 きょういく

学校・園生活を送るうえでの問題点として、「通園や通学が大変」(31.3%)や「子どもの障がい特性に応じた教育が不十分」(29.0%)、「他の児童や保護者の理解が得られない」(22.9%)の回答率が高くなっています。

また、優先して取り組むべきこととしては、「発達支援体制の充実」(48.9%)や「放課後や学校の長期休暇などの支援」(38.2%)、「支援を必要とする人とその家族に対しての相談や支援の充実」(33.6%)の回答率が高くなっています。

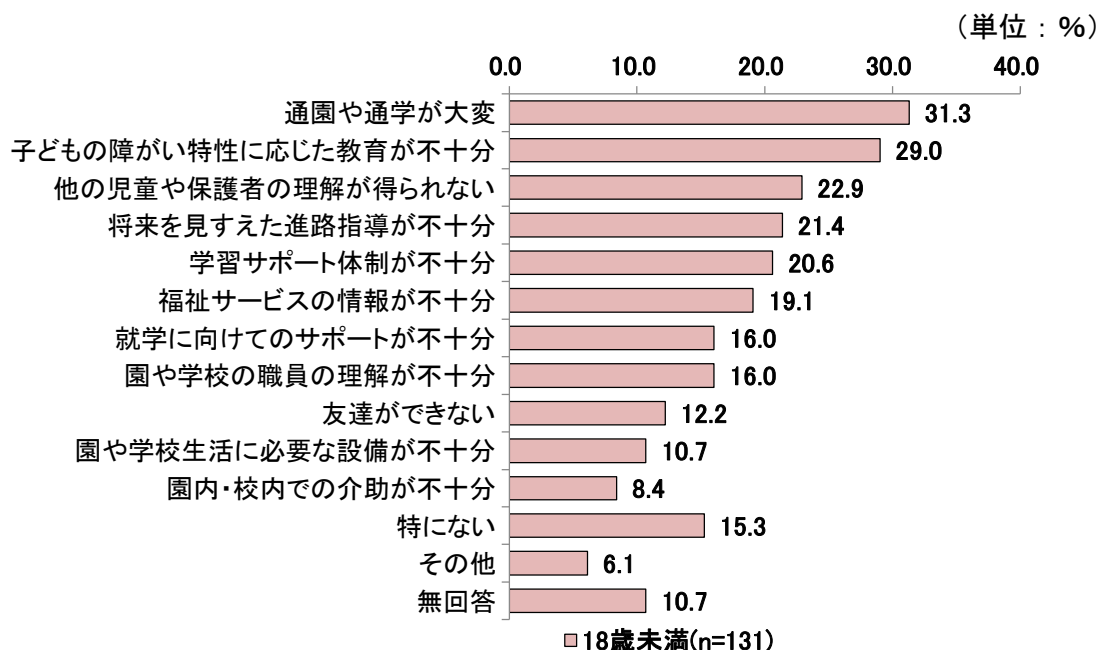


図 2-15 学校・園生活を送るうえでの問題点

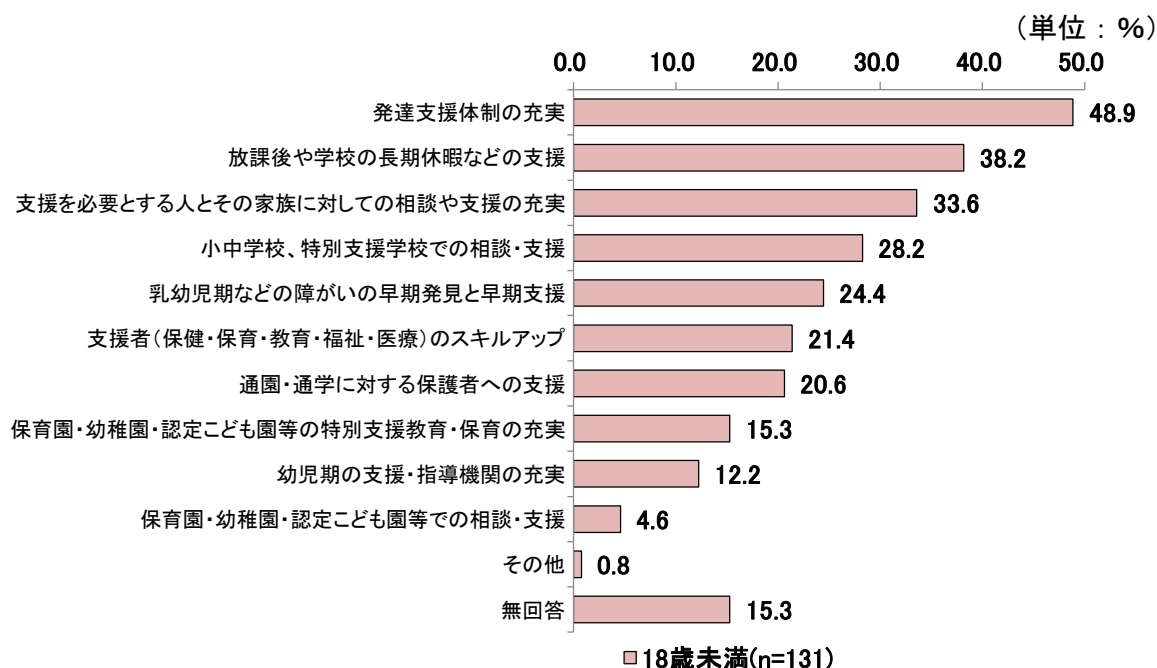


図 2-16 優先して取り組むべきこと (障がい児・保護者支援)

(8) サービス・^{せつび}設備

バリアフリーやユニバーサルデザインについては、35.7%の人が「どちらかといえば進んだ」と回答しています。一方で、「わからない」(28.0%) や、「あまり進んでない」(18.1%) の回答も少なくありません。

サービスで困っていることについては、「特に困っていることはない」(38.8%) の回答率が最も高い一方で、「サービスの利用手続きが大変」(30.9%) と「サービスの内容、利用方法を知らない」(15.3%) の回答も少なくありません。特に、『療育手帳所持者』は「サービスの利用手続きが大変」(31.8%) の回答が、他に比べて高くなっています。

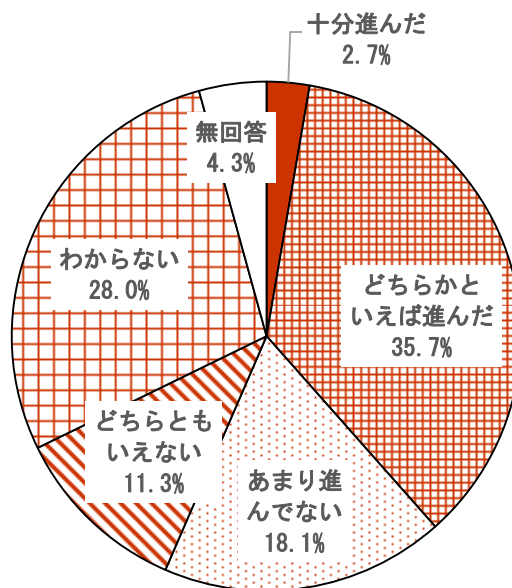


図 2-17 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (N=515)

表 2-31 サービスで困っていること

	全体	身体障害者手帳所持	療育手帳所持	精神障害者保健福祉手帳所持	特定医療費（指定難病）受給者証所持	自立支援医療（精神通院）受給者証所持	持っていない
回答者数	515	127	286	94	10	58	50
サービス利用の手続き（申し込み・訪問調査・契約など）が大変	30.9	27.6	31.8	26.6	50.0	31.0	34.0
サービスの内容、利用方法を知らない	15.3	14.2	16.1	16.0	20.0	19.0	12.0
希望の曜日や時間に対応してもらえない事業所がない	11.8	17.3	15.0	3.2	0.0	1.7	10.0
障害支援区分認定を受けなければならない	11.5	9.4	10.1	11.7	20.0	10.3	18.0
人材不足のため事業所に断られた	8.3	11.0	12.9	1.1	10.0	1.7	4.0
支援内容に不満がある	6.0	6.3	5.6	8.5	0.0	6.9	6.0
医療的ケアなど障がいに対応してもらえない事業所がない	4.9	10.2	5.2	2.1	20.0	0.0	2.0
家族が反対する	1.4	0.8	1.0	2.1	0.0	5.2	2.0
その他	8.7	8.7	9.8	10.6	10.0	8.6	8.0
特に困っていることはない	38.8	33.9	36.0	47.9	10.0	48.3	34.0
無回答	8.3	9.4	9.4	3.2	20.0	1.7	12.0



1

けいかく りねん
計画の理念

本市のまちづくりの指針である「第2次甲賀市総合計画」及び福祉分野の上位計画である「第2次甲賀市地域福祉計画」においては、誰もが生きがいをもって、安心して暮らすことができ、人々がつながり、暮らしの中で幸せを感じることができるまちの実現をめざしています。

甲賀市は、「この子らを世の光に」と唱えた糸賀一雄氏とともに、障がいのある人たちの働きたい、このまちで暮らしたいという願いに応えるために池田太郎氏らが実践を育んできたまちであり、その理念を引き継ぐ支援者や地域の方の温かい見守りにより、多くの障がいのある人が地域の中で生き生きと過ごされています。令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症の拡大といった予期せぬ事態が社会全体に大きな影響を与え、生活様式の見直しにより障がいのある人の生活のしづらさも増しました。また、「いのち」や「絆」の大切さを改めて考えさせられました。

「本来一人ひとりが光り輝く存在であり、『障がい』を抱えた人も分け隔てなく、共に生きることのできる社会こそ『豊かな社会』である」という先人の教えを受け継ぎ、変わりゆく時代に必要なものを取り入れながら、「人と人との絆」や「豊かな自然の中の暮らし」、「安心安全で多様な生き方ができる地域」等、「真の心の豊かさ」のある市をめざした計画とします。

本計画においては、障がいの有無にかかわらず全ての市民が、お互いに人格と個性を尊重し、理解し合いながら、つながり支えあい、また、「障害の社会モデル」に立脚し、社会的障壁を取り除くことにより、全ての人がその有する力を十分に発揮することで、誰もが住み慣れたまちで、“安心”と“居場所”が感じられ、“役割”と“生きがい”をもって暮らし続けることができる社会の実現をめざして、「みんなでつながり 支えあう 安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀」を基本理念として定めます。

みんなでつながり 支えあう

あんしん こうりゅう い かん こうか
安心・交流・生きがいとしあわせを感じるまち あい甲賀

基本理念の実現に向けて、5つの基本方針を設定し、施策を推進します。

基本方針1 誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる

地域でともに暮らす

障がいのある人に必要な情報が届くよう、障がいの特性や状況に応じたきめ細やかな情報発信を行い、複合・複雑化した支援ニーズや多様なニーズに対応する包括的相談支援の体制の整備をめざします。

また、障がいのある人が住み慣れた地域で豊かな暮らしを送ることができるよう、親亡き後を見据え、公的なサービスだけでなく地域の様々な資源を活用し、地域全体で障がいのある人を支える重層的支援体制の構築に努めます。

基本方針2 障がいのある子どもの学びと成長を支える

地域でともに学ぶ

障がいの早期発見から適切な支援へとつなぎ、保護者に寄り添いながら、未就学児への療育及び発達支援と学齢期における教育を、一人ひとりの特性に応じて受けられる環境を整備し、保育・教育・保健・医療等の関連分野が連携することで、切れ目ない支援体制を構築します。

基本方針3 生き生きと働くことができる

地域でともに働く

就労を希望する人が、企業や事業所で自らの能力を発揮し、働き続けることができるよう、雇用の場の創出、障がいに対する理解を促すとともに、関係機関との連携により、一人ひとりの状況に応じた継続的な支援を行います。

基本方針4 障がいのある人の自己実現と社会参加

地域でともに活動する

障がいのある人の文化・芸術活動への支援、スポーツの推進や地域における余暇活動・ボランティア活動の充実等により、障がいのある人の自己実現や社会参加の促進を図ります。

また、障がいのある人や障がいの特性に対する理解を深めます。

基本方針5 福祉のまちを推進するための共生社会の実現

「オール甲賀」での
まちづくり

「障害の社会モデル」の考え方が浸透し、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、公共交通機関や建物等におけるバリアフリーの推進、ユニバーサルデザインの普及を進めます。

また、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止等の取り組みを強化するとともに、情報アクセシビリティに配慮し、障がいの特性に応じた様々な意思疎通の支援にも努めます。

「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、地域ぐるみで防災・防犯対策の取り組みを進めます。

3

けいかくさくてい してん 計画策定の4つの視点

これまでの取り組みを継承しつつ、以下の取り組みを進めます。

- (1) 障がい福祉サービスのみでなく、地域の社会資源の活用も含めた中で、住み慣れた地域で豊かな暮らしを続けることができる重層的支援(※)体制の整備
※ 複雑化・複合化したニーズに対応するため、高齢・障がい・子ども・生活困窮等の分野を越えた「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体実施。
- (2) 「支える」「支えられる」という関係性を超えて、多様な役割と参加の機会や地域での助け合いや、災害時等に誰一人取り残さない地域共生社会の実現
- (3) 多様なニーズや障がいの特性に応じた就労の機会の提供や、障がいのある人の文化芸術活動の推進等障がいの有無に関わらず活躍できる社会の実現
- (4) 意思疎通支援の充実及び情報アクセシビリティの向上

4

きたい やくわり それぞれに期待される役割

(1) ちいき く じちかい じちしんこうかい しみん きたい やくわり 地域(区・自治会、自治振興会)・市民に期待される役割

- ・市民一人ひとりが障がいに対する正しい理解を持ち、誰もがつながり、支え合う地域の実現に向けて努力していくことが求められています。
- ・災害時等において、障がいのある人やその家族が孤立することがないように、地域住民による日頃からの見守りや声かけ等によって、地域における協力体制づくりを進めていくことが期待されています。

(2) しょう ひと かぞく しょう しゃだんたいとう きたい やくわり 障がいのある人やその家族、障がい者団体等に期待される役割

- ・障がいのある人やその家族は、必要なサービスを受けながら、地域の人々との交流を深め、社会の活動に主体的に参画し、地域の中で自立して生活していくことが期待されています。
- ・障がい者団体は、障がいの理解促進のため、各種啓発活動を展開すること等が期待されています。また、障がいのある仲間からの相談に応じて支援を行うピアカウンセリング等、心の支えを充実していくことが求められています。

(3) 事業者及びNPO（民間非営利団体）・関係団体に期待される役割

- ・障がいのある人の自立支援の視点に立ったサービスの質的な向上や、事業運営の情報公開等公正な運営が求められています。
- ・障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるために必要なサービスの提供を行うことが期待されています。

(4) 企業に期待される役割

- ・バリアフリー法や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建物等のバリアフリー化を進める等、誰もが暮らしやすいまちづくりに協力することが期待されています。
- ・障がいのある人の雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある人に適した職場環境の整備や、合理的配慮の提供が求められています。

(5) 市に期待される役割

- ・市民ニーズを的確に把握し、地域での生活を支えるために必要な支援を総合的かつ計画的に行う役割が期待されています。このため、必要とするサービスや基盤整備、市民に対する意識啓発等を進めていく役割が求められています。
- ・障がいのある人に適切な相談・支援等を行うとともに、意思疎通支援や権利擁護等に関する様々な施策の実施が求められています。



基本方針	施策の方向性	施策の方針
1 誰もが住み慣れた地域で 安心して生活できる	(1) 相談・支援体制	①生涯を通じ一貫した支援体制の構築 ②相談部署の役割と連携の体制整備 ③相談窓口の周知 ④相談支援事業所の体制強化と質の向上、人材育成 ⑤地域を支える相談支援体制の構築（重層的支援体制の整備）
	(2) 地域生活への支援やサービス	①自立支援給付等によるサービスの提供 ②福祉人材の育成・確保 ③グループホーム等の多様な住まいの確保 ④当事者及び家族介護者への支援 ⑤地域生活支援拠点等の機能の充実 ⑥障がいの重度化・障がいのある人の高齢化への対応
	(3) 保健・医療	①医療機関との連携 ②精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築 ③こころの健康、健康づくり、介護予防 ④多様な障がいや感染症等への対応
2 障がいのある子どもの学びと成長を支える	(1) 子どもの発達と子育てへの多様な支援	①早期からの適切な支援 ②発達支援の充実 ③保護者が子育てや子どもの発達について学び相談できる場の充実 ④保育及び教育と専門機関をつなぐ仕組みの充実 ⑤切れ目のない支援の仕組みづくり
	(2) 学校教育と進路支援	①インクルーシブ教育システムの推進 ②適切な就学・進路支援
3 働き生きとできる	(1) 雇用・就業の促進	①企業啓発等による雇用の促進 ②関係機関と協力連携・継続的な就労支援 ③就労定着支援の推進
	(2) 職業訓練機会と福祉的就労環境	①専門的に就労訓練を行える事業所の確保 ②福祉的就労から一般就労への移行の促進 ③多様な就労や体験の場の確保
4 社会参加と自己実現とある人の障がいの	(1) 文化・芸術活動・障がいスポーツの振興	①文化・芸術活動への支援 ②障がいスポーツの普及
	(2) 地域活動や余暇への支援	①地域活動支援センターの普及 ②地域資源を活用した余暇活動の推進 ③地域で参加できる場の充実 ④ボランティア活動の推進
5 福祉のまちづくりの実現のための共生社会	(1) 福祉のまちづくり	①ユニバーサルデザインの推進 ②公共施設及び公共交通機関の環境整備 ③地域福祉活動の推進
	(2) 差別解消・権利擁護	①多様な障がいへの正しい理解の促進 ②差別の解消と合理的配慮の推進 ③権利擁護の推進、虐待の防止
	(3) 情報アクセシビリティの推進	①情報のバリアフリー化の推進 ②障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実
	(4) 防災・防犯等の推進	①災害発生時における障がい特性に応じた支援 ②防犯対策や消費トラブル防止の推進